

大阪市告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成22年10月13日 大阪市指令計（規）第65号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区喜連5丁目738番4、736番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区瓜破2丁目2番14号

株式会社 むつみ住建

代表取締役 東 忠男

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	1.970m	44.610m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
道路	1.151m	45.840m	大阪市	—	
道路	0.909m	45.900m	大阪市	—	
道路	0.9705m	44.720m	大阪市	大阪市	拡幅 すみ切り2ヵ所含む。
道路	1.091m	14.550m	大阪市	大阪市	拡幅
下水道	D=150mm	1.500m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 1ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	1.000m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	4.000m	大阪市	—	集水ます 6ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成22年11月8日 大阪市指令計（規）第72号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区今津北2丁目7番10の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区下寺1丁目5番5号 アースヒルズ夕陽丘

株式会社 アースヒル・ホーム

代表取締役 中本 善章

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	16.330m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	5.800m	大阪市	－	集水ますI型 インバート付2ヵ所新 設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 許可番号
平成22年11月 9 日 大阪市指令計（規）第74号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市鶴見区諸口 1 丁目1006番 1、1006番 2、1006番43の一部、1006番47
1006番48
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府門真市古川町 1 番19号
東洋宅建 株式会社
代表取締役 川島 茂
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	1.000m	14.483m	開発者	開発者	拡幅
道路	5.000m	12.310m	開発者	開発者	

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）



大阪市告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成22年12月20日

大阪市指令大計建確第2047号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
平野区 長吉六反 2 丁目	525番 の一部 525番 3 の一部 525番 4 525番 5 525番 6 の一部 525番 7 の一部 525番 8 525番 9 の一部	m 4.0	m 35.79	袋路状道路 枝道有り

(計画調整局建築指導部建築確認担当)

大阪市告示第15号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 指定する区域

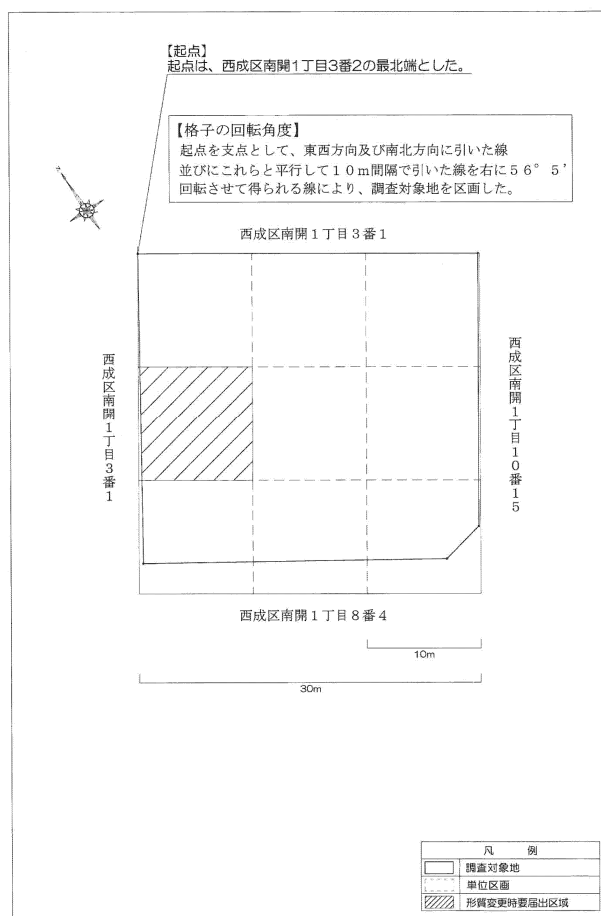
別図のとおり

(大阪市西成区南開1丁目3番2の一部)

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

シアン化合物

別 図



(環境局環境保全部土壤水質担当)

大阪市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年1月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所
市 道 今 宮 平 野 線	西 成 区 花 園 北 1 丁 目 1 番 先
市 道 西 成 区 第 9 0 0 7 号 線	西 成 区 出 城 1 丁 目 1 番 先
市 道 西 成 区 第 8 2 0 1 号 線	西 成 区 南 津 守 5 丁 目 6 番 先

（建設局管理部路上違反物件担当）

**大阪市告示第17号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年1月21日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所
市 道 阿 倍 野 木 津 川 線	西 成 区 天 下 茶 屋 北 2 丁 目 4 番 先 から 同 区 同 2 丁 目 8 番 先 ま で

（建設局管理部道路管理適正化担当）

**大阪市告示第18号**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 保管した工作物

小屋掛け及び内蔵品

2 放置されていた場所

住之江区南加賀屋1丁目1番地先・大和川水系一級河川住吉川左岸

3 当該工作物を除却した日時

平成22年11月30日除却

4 当該工作物の保管を始めた日時

平成22年11月30日保管

5 保管の場所

大阪市西成区玉出西一丁目19番地先

大阪市建設局南工営所所管 保管場所

6 返還するために必要な事項

返還を受ける者の住所及び氏名を証するに足る書類の提示

物件の所有者、管理者であることを証するに足る書類等の提示

受領書の提出

誓約書の提出

7 問い合わせ先

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲州庁舎（旧大阪ワールド
トレードセンタービル）12階

大阪市建設局下水道河川部河川担当

（TEL （06）6615-6833）

（建設局下水道河川部河川担当）

大阪市告示第19号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり休業日の変更及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年1月7日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	変更内容
舞洲運動広場	平成23年1月12日（水）から14日（金）までを休場日とする。
舞洲体育館	平成23年1月11日（火）を開館日とする。

（港湾局総務部集客施設担当）

淀川区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により次のと

おり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成22年12月17日

大阪市淀川区長 平 尾 宗 久

1 名称

大阪市淀川区三津屋連合中三振興町会

2 規約に定める目的及び事業

本会は、地域の連帯感をたかめ、人間性豊かで潤いのあるまちづくりにつとめるとともに市区行政の円滑化並びに日本赤十字社の事業に協力し、もって地域社会の福祉の増進と、その向上と発展を図ることを目的とする。

3 区域

淀川区三津屋中2丁目1番から9番

4 事務所の所在地

淀川区三津屋中2丁目4番8号 中三会館

5 代表者の氏名及び住所

根本 弘

淀川区三津屋中2丁目5番26号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

なし

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその事由

なし

9 認可年月日

平成22年12月16日

（淀川区役所区民企画担当）

（平22. 12. 17揭示済）

大阪市（消）告示第54号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月17日

大阪市消防長 岡 武 男

1 防火対象物の所在地

大阪市阿倍野区松崎町2丁目3番53号

2 防火対象物の名称

ダイニングキッチン80阿倍野店（名生ビル）

3 命令を受けた者の氏名

株式会社グローバルスターグループ 代表取締役 佐藤 勝己

4 命令事項

平成22年12月16日までに、西側階段に存置された次の物件を除去すること

- (1) ベランダストッカー 3 個
- (2) 一斗缶14個
- (3) ゴミ箱 2 個
- (4) プラスチックケース 1 個
- (5) ゴミ袋 1 袋
- (6) 木製板31枚

5 命令年月日

平成22年12月16日

(消防局予防部予防担当)

(平22. 12. 17揭示済)

大阪市交通局告示第 1 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年 1 月 7 日

大阪市交通局長 新 谷 和 英

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 -1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7147

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

資源ごみ収集運搬及びリサイクル処理業務委託 (その 1) (概算契約)
一式

(電子入札対象案件とする。)

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年 4 月 1 日 (金) から平成24年 3 月 31 日 (土) まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (1 に同じ) に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年 1 月 24 日 (月) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当し

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16 廃棄物処理」で登録していること
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を大阪市において取得しており、収集運搬できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」が含まれていること
- (6) 再生資源化（交通局より排出された資源ごみについて、再生を目的として処理を行うこと。以下同じ。）を行うまでの処理計画書（流れ図等）を提出できること。なお、本業務の履行にあたり他者の再生資源化施設を使用する場合にあっては、入札参加申請者とその再生資源化施設との間で、交通局より排出されたすべての資源ごみ（缶類、びん類及びペットボトル類）について、再生資源化することが確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること
- (7) 次に掲げるア～エのうち、いずれかの条件を満たすこと
 - ア 資源ごみを収集運搬（積替え保管しない場合に限る。）し、処分施設（中間処理）において選別、除去等を行った後に、再生資源化施設において再生処理を行う場合は、次のすべての条件を満たすこと
 - ㍑ 廃掃法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を大阪市において取得しており、収集運搬できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」が含まれていること。また、大阪市外に所在する処分施設（中間処理）へ運搬する場合にあっては、その管轄区域官庁の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること
 - ㍒ 処分施設が所在する管轄区域官庁において、廃掃法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可を取得しており、処分できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を含み、かつ、次に掲げる事項のいずれかをその事業の範囲に含むこと。ただし、他人の産業廃棄物の再生等を業として行う者については、Bを満たすこと
 - A 処理能力が7 m³/日以上であり、処理方法が「選別」であること
 - B 上記Aの処理能力及び処理方法以外で資源ごみの再生資源化（前処理を含む。）を行う場合にあっては、必要な処理能力及び処理方法等を有していること。なお、この場合は、再生資源化を行っていることを示す書類、写真等を提出すること
 - イ 資源ごみを収集運搬（積替え保管を行い、保管場所において一定の集積（選別、除去等の作業はない。）をする場合に限る。）し、処分施設（中間処理）において選別、除去等を行った後に再生資源化施設におい

て再生処理を行う場合は、次のすべての条件を満たすこと

(ア) 廃掃法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を大阪市内において取得しており、収集運搬できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を含み、かつ、積替え保管を行う場所の管轄区域官庁の許可を受けていること。また、大阪市外に所在する処分施設（中間処理）へ運搬する場合にあつては、その管轄区域官庁の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること

(イ) 処分施設が所在する場所の管轄区域官庁において、廃掃法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可を取得しており、処分できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を含み、かつ、次に掲げる事項のいずれかをその事業の範囲に含むこと。ただし、他人の産業廃棄物の再生を業として行う者については、Bを満たすこと

A 処理能力が7 m³/日以上であり、処理方法が「選別」であること

B 上記Aの処理能力及び処理方法以外で資源ごみの再生資源化（前処理を含む。）を行う場合にあつては、必要な処理能力及び処理方法等を有していること。なお、この場合は、再生資源化を行っていることを示す書類、写真等を提出すること

ウ 資源ごみを収集運搬（積替え保管を行い、保管場所において再生資源化の前処理（選別、除去等）を行う場合に限る。）を行った後に、再生資源化施設において再生処理を行う場合は、次の条件を満たすこと

(ア) 廃掃法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を大阪市内において取得しており、収集運搬できる産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を含み、かつ、積替え保管を行う場所の管轄区域官庁の許可を受けていること。なお、この場合は、再生資源化を行う前処理（選別、除去等）にあたり必要な処理能力及び処理方法等を有していることを示す書類、写真等を提出すること

エ 上記ア～ウ以外の方法により資源ごみの再生資源化を行う場合は、上記(6)で提出する処理計画書に基づき、廃掃法及び関係法令を遵守している旨の説明書並びに関係法令に基づく許認可等が必要な場合はその写しを提出できること

(8) 次に掲げる事項を誓約できること

ア 本業務を受注した場合は、提出した処理計画書に基づき履行すること。また、変更がある場合は、事前に処理計画書を提出し審査を受けること

イ 廃掃法及び本業務に関係する法令を遵守すること

ウ 本業務を受注した場合は、交通局より排出された全ての資源ごみ（缶類、びん類及びペットボトル類）について再生資源化を完了し、再生資源化されていることが確認できる書類を提出できること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局
（1に同じ）

(2) 契約条項を示す場所

ア システム上

イ 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市交通局総務部調達担当 電話 06-6585-6254

(3) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成23年1月24日（月）午後5時まで無償にて交付する。

（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 仕様書の交付方法 システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、
資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入
札日までの間貸与する。

(5) 入札参加申請書等の受付期間

公示日の翌開庁日から平成23年1月24日（月）午後5時まで（ただし、
本市の休日を除く。）

(6) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成23年3月10日（木）及び同月11日（金）の午前9時から午後5時
まで

イ 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成23年3月14日（月）午前10時から午前10時30分まで

イ 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第
4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以
下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年3月11日（金）
午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年1月24日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成23年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Recycling of resource trash (1) (contract by estimate)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 24 January 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 10 March 2011 to 5:00PM, 11 March 2011
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 14 March 2011
 - ③ by post: 5:00PM, 11 March 2011
- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-

4395-7147

(交通局総務部総務担当)

大阪市交通局告示第2号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年1月7日

大阪市交通局長 新 谷 和 英

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7147

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ア 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その1） 一式
- イ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） 一式
- ウ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その3） 一式
- エ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その4） 一式
- オ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その5） 一式
- カ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その6） 一式
- キ 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その7） 一式
- ク 大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その8） 一式

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年1月24日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種

施設管理 16 廃棄物処理」で登録していること

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業で事業の範囲「一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬」の許可を大阪市において受けていること
- (6) 入札参加申請を行う案件について、契約を締結した場合には適正かつ安全に良質なサービスを提供できる履行能力を有していることを誓約できる者であること
- (7) 次に掲げる事項を誓約できること
 - ア 各駅から回収した塵芥は案件ごとの仕様書に記載する駅以外の塵芥と積み合わせることなく、大阪市環境局の焼却工場に搬入すること
 - イ 関係法令及び仕様書に記載する内容を遵守し、業務を履行すること
 - ウ 交通局が必要と認め指示するときは、交通局が実施する検査・計量に協力すること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 契約条項を示す場所
 - ア システム上
 - イ 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号
大阪市交通局総務部調達担当 電話 06-6585-6254
- (3) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成23年1月24日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 仕様書の交付方法 システムにより交付する。
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (5) 入札参加申請書等の受付期間
公示日の翌開庁日から平成23年1月24日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (6) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成23年3月10日（木）及び同月11日（金）の午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分
 - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成23年3月14日（月）午前10時から午前10時30分まで

イ 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年3月11日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年1月24日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約の締結は、平成23年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

- ① Carrying of trash (1)
- ② Carrying of trash (2)
- ③ Carrying of trash (3)
- ④ Carrying of trash (4)
- ⑤ Carrying of trash (5)
- ⑥ Carrying of trash (6)
- ⑦ Carrying of trash (7)
- ⑧ Carrying of trash (8)

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 24 January 2011

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 10 March 2011 to 5:00PM, 11 March 2011
- ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 14 March 2011
- ③ by post: 5:00PM, 10 March 2011

(4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7147

(交通局総務部総務担当)

大阪市交通局告示第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年1月7日

大阪市交通局長 新 谷 和 英

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

ア 路線車(大・中型)長吉営業所車検整備業務委託(概算契約)

44両

イ 路線車(大・中型)住之江営業所車検整備業務委託(概算契約)

37両

ウ 路線車（大・中型）井高野営業所車検整備業務委託（概算契約）

50両

エ 路線車（大・中型）西島営業所車検整備業務委託（概算契約）

52両

オ 路線車（大型）鶴町営業所車検整備業務委託（概算契約）

67両

カ 路線車（小型オムニノバ）車検整備業務委託（概算契約）

70両

キ 路線車（小型メルセデス・ベンツ）車検整備業務委託（概算契約）

13両

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年1月24日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「02 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。） 01 施設保守点検整備」、「13 その他代行 20 その他」、物品種目「35 自動車販売」又は「37 自動車修理」のいずれかで登録していること

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める車検整備において旅客運送事業用乗合自動車（事業用バス）に係る同法第48条に定める12か月ごと定期点検整備及び同法第62条に定める継続検査を実施した実績を有していること（実績については平成20年度以降のものに限る。）

(6) 指定自動車整備工場を所有していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 契約条項を示す場所

ア システム上

イ 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市交通局総務部調達担当 電話 06-6585-6254

(3) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成23年1月24日（月）午後5時まで無償にて交付する。

（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 仕様書の交付方法 システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(5) 入札参加申請書等の受付期間

公示日の翌開庁日から平成23年1月24日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(6) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成23年3月9日（水）及び同月10日（木）の午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成23年3月11日（金）午前9時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成23年3月11日（金）午前9時から午前9時30分まで

イ 開札予定日時 平成23年3月11日（金）午前9時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年3月10日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年1月24日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成23年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

- ① Annual car inspection and maintenance of large and medium size buses at Nagayoshi Office (contract by estimate) 44 cars
- ② Annual car inspection and maintenance of large and medium size buses at Suminoe Office (contract by estimate) 37 cars
- ③ Annual car inspection and maintenance of large and medium size buses at Itakano Office (contract by estimate) 50 cars
- ④ Annual car inspection and maintenance of large and medium size buses at Torishima Office (contract by estimate) 52 cars
- ⑤ Annual car inspection and maintenance of large size buses at Tsurumachi Office (contract by estimate) 67 cars
- ⑥ Annual car inspection and maintenance of small size buses (OmniNova) (contract by estimate) 70 car
- ⑦ Annual car inspection and maintenance of small size buses

(Mercedes -Benz) (contract by estimate) 13 cars

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 24 January 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 9 March 2011 to 5:00PM, 10 March 2011
- ② in person: from 9:00AM to 9:30AM, 11 March 2011
- ③ by post: 5:00PM, 10 March 2011
- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(交通局総務部総務担当)



大阪市水道局告示第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年1月7日

大阪市水道局長 白 井 大 造

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7147

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

庭窪浄水場 脱水ケーキ運搬業務委託 7,100 t

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年4月1日(金)から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年1月24日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
 - (4) 平成22年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16 廃棄物処理」で登録していること
 - (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に規定する次にあげる許可を有すること
 - ・大阪府知事、兵庫県知事及び堺市長の産業廃棄物収集運搬業（許可項目：汚泥）の許可
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成23年1月24日（月）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
 - (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
 - (4) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日の翌日から平成23年1月24日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
 - (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
- (1) システム上
 - (2) 〒559-8558
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービル）10階
大阪市水道局総務部管財調達担当 電話 06-6616-5461
- 6 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間
平成23年3月10日（木）から同月11日（金）まで（午前9時から午後5時まで）
 - ② 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分
 - ③ 場所 システム上
 - (2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成23年3月14日（月）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成23年3月14日（月）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年3月11日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規程第34条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年1月24日（月）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約の締結は、平成23年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:Conveyance works of Dehydrated Cake in Niwakubo Purification Plant, 7,100 t
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 24 January 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 10 March 2011 to 5:00PM, 11 March 2011
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 14 March 2011
 - ③ by post: 5:00PM, 11 March 2011
- (4) A contact point where tender documents are available:Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7147

(水道局総務部管財調達担当)



大阪市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月7日

大阪市監査委員 木 下 吉 信
 同 高 橋 諄 司
 同 高 橋 敏 朗
 同 高 瀬 桂 子

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

- 1 通知を行った者の氏名
 大阪市長 平松 邦夫
- 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

報告監22の第21号

監査の対象：平成21年度定期監査等 契約管財局管財部管財担当及び財産活用
 担当所管事務

所管局：契約管財局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 市内出張命令手続について注意を要するもの	地下鉄回数カードの使用を終了した時点で、地下鉄回数カードの使用	措置済 (22.11.9)

職員就業規則によれば、出張を命じられたときは、その出発及び帰庁の日時を所属長に届け出なければならないとされているが、平成21年10月の地下鉄回数カードの使用実績と勤務情報システムによる市内出張命令を照合したところ、出張命令手続が行われていないものが見受けられたので、注意されたい。	実績と勤務情報システムによる市内出張命令を照合するよう、局内全体でルール化しました。 (平成22年11月9日措置済)	
2 財産台帳の整備について注意等を要するもの 財産条例によれば、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳を備え、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされている。 しかしながら、監査対象局内部において処分担当者から台帳担当者への処分通知がなされていないもの、通知が遅れているもの及び財産台帳上の所在地が未だ住居表示前の町名のままのものが見受けられたので、注意されたい。 また、各所管局からも取得及び撤去の通知がなされていないもの及び通知が遅れているものが見受けられたので、適正な財産管理となるよう指導を強化されたい。	処分通知がなされていないもの、通知が遅れているものにつきましては、平成22年4月2日までに全ての処理を完了いたしました。 また、各所管局から取得及び撤去の通知がなされていないもの及び通知が遅れているものにつきましては、平成22年4月9日までに全ての処理を完了いたしました。 (平成22年4月9日措置済)	一部措置済 (22.11.9)
4 契約書の作成及び貸付料の減免手続について注意を要するもの 監査対象局が所管している土地について、昭和40年代に貸付契約がなされ、継続しているものの、監査実施時点（平成22年3月26日）で有効な契約書が確認できなかったものが2件見受けられた。また、これらの土地については手続がないままに、減額免除したうえで貸し付けられている状態でもあったので、注意されたい。	2件とも契約管財局長と相手方との間で、契約書にかわるものとして「契約内容確認書」を平成22年3月31日付けで取り交わし、現在に至るまでの契約締結内容の確認を行いました。 また、それぞれ、平成22年4月1日付けで、契約更新を行っております。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)
5 建物総合損害共済事務について注意等を要するもの 「管財事務概説」によれば、公有財産は、それを保有していくうえで、火災等予期しない災害や事故により、滅失あるいは損傷することがあるため、本市では、復旧資金を調達するため、特定の公有財産について、保険制度等を活用しており、その一つが建物総合損害共済であるが、これには、支出が伴うため、保険の対象とする財産とそうでない財産を厳正に選別し、効率的、経済的な保険事務を行う必要があり、公有財産の取得や用途廃止のあったときは、直ちに、契約管財局長へ通知しなければならないとされている。 しかしながら、共済加入状況を確認したところ、処分を行った施設について、各所管局から契約管財局へ通知が行われず加入したままのものが見受けられた。また、共済金請求事務についても、請求がなされていないもの及び請求が遅延しているものが見受けられたので、適正な事務となるよう注意するとともに、各所管局に対する指導を強化されたい。 なお、監査実施時点（平成22年3月26	処分を行った施設について、加入した状態のものにつきましては、関係局より処分通知書を提出させ、全て平成22年3月31日付けで解約を行っております。 民間団体へ貸し付けた本市施設にかかる建物共済基金分担金相当額が収入未済となっているものにつきましては、平成22年5月31日に完納させております。 (平成22年5月31日措置済)	一部措置済 (22.11.9)

日)において、民間団体へ貸し付けた本市施設にかかる平成21年度建物共済基金分担金(掛金)相当額が収入されていないものが1件見受けられたので、注意されたい。

報告監22の第22号

監査の対象：平成21年度定期監査等 健康福祉局総務部所管事務

所管局：健康福祉局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 現金、有価証券等の取扱いについて (1) タクシー乗車券の管理について注意を要するもの 総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、タクシー乗車券については、各局における責任体制において交付審査を厳正に行うとともに、常に効率的な予算執行を指導・徹底し、適正に管理・運用しなければならないとされている。 しかしながら、健康福祉局では、タクシー乗車券を各担当に保管換えし管理しているが、調査の結果、経理・企画担当においては、タクシー乗車券交付申請・交付整理簿に請求年月日、使用年月日の記入のないもの、使用者名が鉛筆書きになっているもの、未使用タクシー券の返却後の帳簿処理が行われていないものが見受けられた。 また、総務担当、人事・勤務条件担当においては、緊急時対応としてタクシー乗車券の事前交付を行っているため、未使用のまま個人保管されているものが見受けられたので、注意されたい。	タクシー乗車券交付申請・交付整理簿に請求年月日の記入のないもの等については、既に交付簿に記入するなど適切な措置を行いました。 また、取扱責任者及び使用者に対し、「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」に基づき、適正に管理・運用するよう周知・徹底を図りました。 (平成22年4月1日措置済) 事務事業にかかる緊急時の対応としてタクシー乗車券の事前交付を行っていた件について、今後は事前交付を行わず、必要なときに必要最小限の枚数を交付するよう改善しました。 (平成22年4月16日措置済)	措置済 (22. 11. 30)
(2) 郵便切手等の管理について注意を要するもの 会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、郵便切手等の使用については、出納簿を用意し、増減の管理を確実にしなければならないとされている。また、現金同様、安全に保管するため、保管は必要最小限に限定する必要があるとされている。 しかしながら、郵便切手の出納簿に責任者の押印がないもの、使用枚数に比して過大な保管枚数となっているものが見受けられた。 郵便切手等については、適切に管理するとともに、多額の金券類を保管することによる危険を回避する観点からも、必要な枚数を計画的に購入し、保管枚数については必要最小限の枚数とするよう注意されたい。	郵便切手の出納簿に責任者の押印がないものについては、既に押印し適切な措置を行いました。 (平成22年2月23日措置済)	一部措置済 (22. 11. 30)
2 小口支払基金について注意を要するもの 小口支払基金管理規則によれば、資金前渡受領者は、小口支払基金出納決議簿を備え、資金の収支を明らかにしなければならないとされている。また、小口支払基金取扱要領には、基金の資金から支払うことができる経費の種類や具体的な支払の手続が示されている。 しかしながら、経理・企画担当においては、出納簿の残高と小口現金の残高が一致しないものが見受けられた。また、事前決議が行われて	出納簿と小口現金の残高が一致していなかった件については、小口現金の使用担当課から釣銭と領収書を受領した際に、業務が輻輳していたため釣銭を封筒に入れて金庫へ返金し、その後、封筒から出す際に一部封筒に残ってしまい不一致となったものです。 現在は、速やかに金庫へ返金するとともに、現金残高の確認を徹底し	措置済 (22. 11. 30)

いないもの、履行確認欄に押印のないもの、緊急性がないにもかかわらず小口現金を使用しているものが見受けられたので、適正な運用を行うよう注意されたい。	ているところでは。 (平成22年3月1日措置済) 事前決議が行われていなかったものの、履行確認欄に押印がなかったものについては、課長の承認は得ていたものの、業務が輻輳していたため事務処理が滞っていたものです。 現在では、このようなことがないよう、速やかに事務処理を行うよう改めました。 (平成22年3月1日措置済) 緊急性がないにもかかわらず小口現金を使用していたものについては、局内全担当課長に対し、小口支払基金の適正な運用について、再度、周知・徹底を図りました。 (平成22年5月26日措置済)	
3 調定事務について注意を要するもの 普通財産である、もと環境保健局船場庁舎については、平成21年4月1日付けの貸付に対して、貸付料の調定が6月19日に行われており調定事務が遅延していた。 調定事務については適正に実施されるよう注意されたい。	調定事務が遅延していた件につきましては、適正な時期に調定事務を行うよう改めました。 なお、当該普通財産については、平成22年度より総務部から健康推進部へ所管換えを行いました。4月1日付けで調定済みであることを確認しております。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.30)
4 時間外勤務命令手続について注意を要するもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や、時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。 しかしながら、平成21年10、12月の時間外勤務命令状況を確認したところ、具体的業務内容が不明確なものや期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由が不明確であるものが多数見受けられたので、注意されたい。 また、休憩時間の命令及び認定のないものや休憩時間が不足しているものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。	時間外勤務の業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由を具体的に記載するよう周知・徹底を図りました。 また、休憩時間の命令及び認定のなかったものや休憩時間が不足していた件については、命令権者の命令漏れなどがあり、速やかに修正手続きを行いました。 (平成22年4月16日措置済)	措置済 (22.11.30)
5 勤怠手続について注意を要するもの 職員就業規則によれば、職員は出張を命じられたときは、その出発及び帰庁の日時を所属長に届け出なければならないとされているが、総務担当及び経理・企画担当においては、出張手続が行われていないものが見受けられたので、注意されたい。	出張手続が行われていなかったものについて速やかに修正手続を行いました。 今後は、適切に処理するよう努めます。 (平成22年4月23日措置済)	措置済 (22.11.30)
6 委託契約について注意を要するもの 契約管財局作成の「業務委託契約における随意契約ガイドライン」によれば、業務委託契約を行うにあたって、その性質又は目的が競争入札に適用しないものについては、随意契約により契約できることとされているが、その場合に	ご指摘の実績報告書を求めているなかった契約につきましては、契約書に実績報告書の提出を明記し、適切に履行確認を行うよう改善しました。 (平成22年4月1日措置済)	一部措置済 (22.11.30)

	は、第三者に行わせることが不可能であるか再確認しなければならないとされている。また、当該業務に精通していることや事業内容を熟知し信頼度が高いことを理由として随意契約を行っている場合は、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため不適切であるとされている。 しかしながら、業務実績があることなどを理由に特名随意契約を行っていたものが見受けられた。中には、仕様書で実績報告書等の提出を求めているため、履行確認が適切に行われているか確認すらできていないと思われるものも見受けられた。 同ガイドラインに基づき適正な事務処理を行うよう注意されたい。		
	7 財産管理について (1) 決裁手続について注意を要するもの 事務専決規程によれば、行政財産の目的外使用の許可に関することについては、局長等が専決できる事項となっているが、当初許可の範囲内のものに限っては、その更新に関することについて、人事又は予算に関する事務を所管する部長の専決できる事項となっている。 しかしながら、監査対象局所管の行政財産にかかる目的外使用許可については、担当課長により決裁されているものが多数見受けられた。 また、財産規則によれば、局が所管する普通財産については、局長が管理することができるとされているが、行政財産と同様に担当課長により決裁されていたので、注意されたい。	ご指摘の内容をふまえて、平成22年5月1日より事務専決規程に沿った決裁手続を行うよう改めました。 (平成22年5月1日措置済)	措置済 (22. 11. 30)
	(2) 現場管理については是正、注意を要するもの 財産規則によれば、各局に配置される財産管理主任等は、当該局長等の所管に属する公有財産につき、常にその状況を調査しなければならない、契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、公有財産は常に良好な状態で管理され、隣地からの越境や、第三者による無断使用等がないよう努めなければならないとされている。 しかしながら、監査対象局所管の土地について現地状況を確認したところ、隣地建物の一部が長期間にわたり境界の越境等不法占拠状態のものが見受けられ、これまでの詳細な交渉経過記録も確認できない状態であった。 また、コミュニティ広場用地として使用承認（此花区長あて）している土地（普通財産）については、一部畑等に使用されているものが見受けられた。 速やかに是正措置を講じるとともに、財産管理にあたっては、常に現場の状況を調査し、適正な管理を行うよう注意されたい。	コミュニティ広場用地として使用承認している土地のうち、一部畑等の使用が判明したため、すみやかに解消いたしました。 ご指摘の内容をふまえて、適切な財産管理を行うため定期的に現場の状況を調査するよう改めました。 (平成22年5月31日措置済)	一部措置済 (22. 11. 30)
	(5) 行政財産目的外使用許可手続について注意、改善を要するもの 地方自治法によれば、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされており、監査	大阪市遺族会につきましては、これまで、行政財産目的外使用許可手続が行われず、2階健康福祉局事務室スペースの一部を使用しておりました。	一部措置済 (22. 11. 30)

対象局においては、大阪市遺族会に対して、局内（市役所本庁舎2階）に事務局を置くことを認め、団体職員1名が事務机等を使用している。 同団体は、本市が委託する戦没者遺族援護事業を行っていることから、これまで、特段、行政財産の使用許可手続は行っていないとのことであったが、公益性の高い団体であるとはいえ、本市組織ではないことから、今後は使用許可の手続を行うよう改められたい。 また、財産規則によれば、行政財産の使用許可期間満了後引き続き使用の許可を受けようとする使用者は、期間満了前30日までに申請しなければならないとされている。 しかしながら、社会福祉センターほか2件については、引き続き使用の許可を受けようとする使用者より期間満了前30日までに申請されていないものが見受けられたので、注意されたい。	ご指摘を踏まえ、平成22年4月1日からの行政財産目的使用許可手続を行いました。 （平成22年11月30日措置済） 使用許可申請が期間満了前30日までに申請されていないものについては、ご指摘の内容をふまえ、平成22年2月8日付けで各団体に申請書の提出を依頼しており、社会福祉センターほか1件については、期間満了前30日までに申請されました。 （平成22年4月1日措置済）	
（6）備品管理について注意を要するもの 会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。 しかしながら、備品台帳が作成されていないもの、備品整理票の貼付のないもの、また、備品台帳における購入単価の記載に誤りがあるもの、さらに、現物が確認できなかったものが見受けられた。 備品管理については、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう注意されたい。	ご指摘のありました備品台帳の未作成や備品整理票の貼付のないものなどについては、既に改善いたしました。 今後も引き続き、会計規則に基づき、適正に管理するよう努めてまいります。 （平成22年7月21日措置済）	措置済 (22. 11. 30)

報告監22の第23号

監査の対象：平成21年度定期監査等 こども青少年局企画部所管事務

所管局：こども青少年局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 調定事務について注意を要するもの 財産規則によれば、行政財産の目的外使用料を前納したときは、保証金の納付や確実な担保の提供を免除することができるとされており、この前納の時期については、1年間の使用を許可する場合、年度当初に徴収されるべきものであると解されている。 しかしながら、監査対象局が所管する行政財産の目的外使用（電柱・自動販売機等の設置、事務室の使用等）にかかる使用料について、保証金を免除として平成21年4月1日からの使用を許可しながら、同年6月及び7月に調定しているものが多数見受けられたので、注意されたい。 また、普通財産の貸付についても、平成21年4月1日からの契約にかかる貸付料について、調定がないもの及び遅延しているものが見受けられたので、注意されたい。	行政財産の目的外使用及び普通財産の貸付の平成22年度分につきましては、4月1日付けで調定を行いました。 （平成22年4月1日措置済）	一部措置済 (22. 11. 18)
2 時間外勤務命令手続について注意を要するもの	適切な時間外勤務手続きについて、人事・勤務条件担当より各担当	措置済 (22. 11. 18)

総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。 しかしながら、平成21年11月の時間外勤務命令状況を確認したところ、業務内容又は理由のないもの、具体的業務内容が不明確なものや「早急に」等と記載されるだけで、期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由が不明確であるものが見受けられたので、注意されたい。 また、休憩時間の命令及び認定のないものや休憩時間が不足しているものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。	課長及び事業所長あてに平成22年3月15日付け事務連絡を送付するなど、時間外勤務に関する適正な事務処理について周知徹底を図りました。 今後につきましては、具体的業務内容や理由を明確に記載するなど、十分に留意し適正な執行に努めてまいります。 なお、休憩時間が不足しているものについては、平成22年5月17日付で給与戻入の措置を講じました。 (平成22年5月17日措置済)	
3 補助金について (1) 補助金の交付決定について注意、改善を要するもの 補助金等交付規則によれば、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請にかかる補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反していないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査することとされている。 しかしながら、児童いきいき放課後事業（大阪市子どもの家事業）（以下「子どもの家事業」という。）補助金において、事業実施日数に応じて300日を上限として交付することとされているにもかかわらず上限日数を超えて交付しているもの、金額算定上切り捨てるとされている端数処理に誤りのあるものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。 また、同補助金及び大阪市留守家庭児童対策事業（以下「留守家庭児童事業」という。）補助金において、対象児童の施設利用日数により単価が異なる障害児加算補助金について、交付申請書類のみでは日数が確認できない状態であったので、改められたい。 さらに、両補助金交付要綱等において、上限日数を超えた場合の補助金額の算定方法や開設時間延長加算の要件について、規定がいまいであるために申請者によって異なった理解を招いているものが見受けられたので、明確にされたい。	子どもの家事業の補助対象上限日数（300日）を超えて交付したものと及び補助金交付額の算定において端数処理に誤りのあったものについて、既に交付した補助金の返還を求め、戻入を完了しました。 (平成22年7月20日措置済)	一部措置済 (22. 11. 18)
(2) 補助金の額の確定及び精算について注意等を要するもの 補助金等交付規則によれば、補助事業者は、補助事業が完了したとき等は、速やかに補助事業等の成果を報告しなければならず、市長は、提出された書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者あてに通知するものとされている	子どもの家事業及び留守家庭児童対策事業の補助金額確定通知書について、平成21年度分から規定に基づき発出しました。 (平成22年6月15日措置済) 子どもの家事業において、年間事業実施日数が減少したにもかかわらず適切な精算事務がなされていないなか	一部措置済 (22. 11. 18)

	が、子どもの家事業補助金及び留守家庭児童事業補助金については、補助金額確定通知書にかかる事務が行われていなかったの、注意されたい。 また、子どもの家事業補助金交付要綱によれば、市長は、交付を受けた補助金にかかる実施日数に変更が生じ実施日数が減った場合など、精算により余剰又は不足が生じていると認める場合には、補助事業者あて通知しなければならず、補助事業者は、余剰金を戻入、又は不足額にかかる請求をしなければならないとされている。 しかしながら、平成20年度の執行状況を調査したところ、実施日数に変更が生じているにもかかわらず、交付を受けた補助金額がそのまま実績報告書に記載され、精算が適正に行われていなかったと考えられるものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。 さらに、両補助金交付要綱によれば、安定した運営を確保するため又は将来の修繕等積み立てのために補助金以外の収入を繰越する場合は、繰越額・理由等を明確化し、報告しなければならないとされている。 しかしながら、いずれについても、繰越金の報告がないもの、繰越金報告書に理由の記載がないもの及び前年度の繰越金が次年度の繰入金と一致していないものなどが見受けられたので、注意するとともに適正な執行が確保されるよう指導監督を強化されたい。	ったものについて、既に交付した補助金の返還を求め、全件について戻入手続きを完了しました。 (平成22年 8 月10日措置済)	
	4 委託契約にかかる事務について改善を要するもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務内容を示した仕様書は、予定価格の算定及び検査・監督等の履行確認を行う際の基準となる書類であり、また、業務履行時に契約相手との間で疑義の生じないようするため、努めて詳細に記載しなければならず、さらに、業務委託契約を行うにあたっては、予定価格の積算根拠が妥当で合理的なものか、また、地方自治体組織の一部と見られる法人、公益法人等への委託契約については、妥当な委託契約金額算出のため、業務毎の原価把握が適正に行われているか確認しなければならないとされている。 しかしながら、監理団体である財団法人大阪市教育振興公社へ委託している児童いきいき放課後事業運営業務については、仕様書及び積算が詳細でなく、精算書も人件費、物件費、事務局費等に大まかに分類されているにとどまり、業務毎の原価把握が適正に行われているか一見して確認することが難しい内容となっていたので、同ガイドラインに基づき、詳細なものとするよう改められたい。 また、委託料の支払について、契約書には出来高部分に相応する出来高金額を請求する「部分払」に関する条項があり、仕様書には業務完了前に必要経費を請求する「概算払」とする旨が記載されており、矛盾が生じているので、改められたい。	児童いきいき放課後事業にかかる運営業務の仕様書については、事業内容を明確化し、一部改善しました。 (平成22年 4 月 1 日措置済)	一部措置済 (22.11.18)

5 財産管理について (1) 決裁手続について注意を要するもの 事務専決規程によれば、行政財産の目的外使用の許可に関することについては、局長等が専決できる事項となっているが、当初許可の範囲内のものに限っては、その更新に関することについて、人事又は予算に関する事務を所管する部長の専決できる事項となっている。 しかしながら、監査対象局所管の行政財産にかかる目的外使用許可については、担当課長により決裁されているものが多数見受けられた。 また、財産規則によれば、局が所管する普通財産については、局長が管理することができるとされているが、行政財産と同様に担当課長により決裁されていたので、注意されたい。	指摘の事項について、平成22年度におきましては、4月1日より事務専決規程及び財産規則に沿った手続きを行いました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.18)
(2) 財産台帳の管理事務について是正を要するもの 財産規則によれば、公有財産の台帳記載事項の変更があったときは、直ちにその旨を契約管財局長に通知しなければならないとされている。 しかしながら、監査対象局所管の建物について、解体撤去されたにもかかわらず、契約管財局長への通知がなされておらず、財産台帳に記載されたままとなっていたものが見受けられたので、早急に是正されたい。	指摘のあった件につきましては、平成22年4月5日付けで契約管財局へ処分通知書を提出しました。 (平成22年4月5日措置済)	措置済 (22.11.18)
(3) 現場管理について注意を要するもの 財産規則によれば、各局に置かれる財産管理主任等は、当該局長等の所管に属する公有財産につき、常にその状況を調査しなければならず、契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、公有財産は常に良好な状態で管理され、隣地からの越境や、第三者による無断使用等がないよう努めなければならないとされている。 しかしながら、監査対象局所管の土地について、許可なく倉庫等が長期間にわたり設置されているものが見受けられた。 また、駐車場として使用許可している土地について現地を確認したところ、場内に許可なく清涼飲料水の自動販売機が設置されていた。 さらに、中央青年センターについて、現地の状況を確認したところ、許可区域外にプレハブ倉庫が設置されていたり、一部の使用者が共有部分を占有している状況が見受けられた。(なお、同センターは平成22年3月31日をもって既に廃止されている。) 財産管理にあたっては、常に現場の状況を調査し、適正な管理を行うよう注意されたい。	駐車場として使用許可している土地上に設置されている自動販売機については、平成22年9月30日に撤去しました。 なお、中央青年センターについては、平成22年5月末を持って大阪市から所有権が移転しました。 (平成22年9月30日措置済)	一部措置済 (22.11.18)
(4) 建物総合損害共済事務について注意を要するもの 契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、公有財産は、それを保有していく上で、火災等予期しない災害や事故により、滅失あるいは損傷することがあるため、本市では、	指摘のあった件につきましては、平成22年4月5日付けで契約管財局へ処分通知書を提出しました。 (平成22年4月5日措置済)	措置済 (22.11.18)

復旧資金を調達するため、特定の公有財産について、保険制度等を活用しており、その一つが建物総合損害共済であるが、これには、支出が伴うため、保険の対象とする財産とそうでない財産を厳正に選別し、効率的、経済的な保険事務を行う必要があり、公有財産の取得や用途廃止のあったときは、直ちに、契約管財局長へ通知しなければならないとされている。 しかしながら、当該共済への加入状況を確認したところ、解体撤去済の建物について、契約管財局長への通知を行わず、共済に加入したままとなっているものなどが見受けられたので、適正な事務となるよう注意されたい。		
(5) 財産の管理替手続等を要するもの 財産規則によれば、局長等は、その所管事務にかかる行政財産の管理をしなければならないとされており、契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、行政財産及び普通財産を他の部局長が使用するのを認めることを特に本市では使用承認とよんでいるが、独占的かつ長期的な使用承認は認められず、そのような場合は、むしろ管理替手続（財産管理者である市長の事務部局間における財産の移管のことで、本市内部での公有財産の融通を図ることにより、効率的な運用をしようとするもの）をすべきであるとされている。 しかしながら、監査対象局所管の土地について、長期的に使用承認され公園等として使用されるなど、他の部局において行政目的に供されているものが見受けられたので、速やかに関係部局と調整し、管理替手続を行われたい。 また、上記土地の中には、使用承認の手続がなされていないものが見受けられたので、注意されたい。	使用承認手続きが漏れていたものにつきましては、平成22年4月1日付けで手続を行いました。 (平成22年4月1日措置済)	一部措置済 (22. 11. 18)

報告監22の第24号

監査の対象：平成21年度定期監査等 こども青少年局所管の建築、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：こども青少年局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 空調機取替工事について (1) 試験条件を明確にすべきもの 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によれば、空調機取替工事にあたっては、冷媒の漏洩による機器の異常を防止するため、冷媒配管の気密試験等を行うこととしている。 今回監査を行った「浪速第2保育所0歳児室空調機緊急取替工事」ほか21件の空調機取替工事の仕様書等において、冷媒配管の気密試験における試験圧力や試験時間といった試験条件を明確にしていなかったため、一般的に	平成22年度より、気密試験等の試験方法及び条件を特記仕様書に明記するようにいたしました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22. 11. 9)

参考となる当該機器メーカー標準圧力よりも低い圧力による試験を行っていたものなど、適切でない事例が見受けられた。 今後は、気密試験等の試験条件を仕様書等で明確にするよう注意されたい。			
(2) 履行確認について注意を要するもの 今回監査を行った「浪速第2保育所0歳児室空調機緊急取替工事」ほか21件の空調機取替工事における冷媒配管の気密試験の試験成績書等を受領することなく完成検査を行っていたものや、工事期限を超過してから提出されたものが見受けられた。また、そのほかの履行確認が必要な試験結果についても試験成績書等が提出されておらず、履行確認を適正に行ったかどうか確認できなかった。 今後は、試験成績書等を適正に受領するとともに、履行確認を徹底するよう注意されたい。	平成22年度より、「工事関係提出書類一覧表」を定め、提出書類を適正に受領し履行確認を行うようにいたしました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)	
2 概算契約について注意を要するもの 保育所、幼稚園から排出される空き缶やペットボトル等のごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者自らが産業廃棄物として処理しなければならず、平成21年度から、その収集運搬及び処分を業務委託している。 入札時の仕様書においては、ごみの年間排出予定量^(注)を示しているが、最終の排出量が事前に確定できないため、業務委託料は、当初契約時に定めるごみの種類毎の処分単価、収集運搬単価、産業廃棄物管理票単価に、各々の実際の排出量を掛け合わせた金額とする概算払い契約としていた。 しかしながら、契約書を確認したところ、落札した業者からの要請により、適正な手続を経ずに、ごみの種類毎の処分及び収集運搬等にかかる費用一切を含む、施設1箇所1回あたりの単価に基づく支払い条件に、契約内容を変更していた。 この契約単価は、仕様書で示されたごみの年間排出予定量が反映されている委託予定金額を回数、施設数で割り戻して算出しているため、実際の排出量にかかわらず、毎回一定量の処分を行うものとなっており、実際のごみの排出量が単価を決定する際に想定していた排出量を下回れば過大な支払いになり、上回れば過小な支払いとなる。 今回、排出量の実績報告書を確認したところ、各回において全施設の排出量を合計すると、いずれの回においても予定排出量を大幅に下回っていた。 今後は、当該業務委託におけるごみの年間排出予定量のより正確な把握に努め、排出量に応じた支払いとなる契約とするとともに、契約事務手続を適正に行うよう厳に注意されたい。 (注) 年間排出予定量の単位は、45リットルごみ袋換算した袋数。	適正な手続を経ず契約内容を変更したという指摘については、重大な問題であると受け止めており、平成22年10月25日付けで関係職員に文章で周知し、二度とこのようなことのないよう努めてまいります。 排出量に応じた支払いとなる契約とするという指摘については、平成22年度の業務委託契約については1箇所1回あたりの単価に基づく支払い条件としていますが、廃棄物がない回については収集を行わず、その回数分について委託料から減額することにいたしました。 (平成22年4月1日措置済)	一部措置済 (22.11.9)	
3 業務委託について (1) 保守点検業務等において仕様書等を明確にすべきもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイ	平成22年度より、必要な業務内容等を仕様書に明記するようにいたしました。また平成22年10月15日付けで、関係職員に書面で周知徹底を	措置済 (22.11.9)	

ドライン」によれば、業務内容を示した仕様書等については、契約の履行にあたり疑義の生じないように努めて詳細に記載しなければならないとしている。 「もと労働会館（本館）電気式冷暖房機保守点検」ほか7件の仕様書等において、具体的な作業の内容や点検回数、取替部品等が明記されておらず、保守点検を行うために必要な仕様が不明確であった。 今後、仕様書等については、必要となる業務内容等を明確に記載し、契約の履行に当たり疑義が生じないように注意されたい。	図りました。 (平成22年10月15日措置済)	
(2) 履行確認について注意を要するもの ア 「市立幼稚園ガスヒートポンプ空調機保守点検業務」において、市立幼稚園にあるガスヒートポンプ空調機を点検することとしているが、点検報告書を確認することなく検査合格としていた。 また、そのほかの設備機器の保守点検等についても、報告書等がないものや成績書等の成果物を検査日以降に受領しているなどの事例が複数見受けられた。 今後は、設備機器の保守点検業務等における点検報告書等を適正に受領するとともに、履行確認を徹底するよう注意されたい。	平成21年度より、点検報告書及び完了報告書をもって履行確認を実施しています。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22. 11. 9)
(4) 提出書類について注意を要するもの 今回監査を行った設備機器に係る保守点検等の業務委託については、契約約款で提出を義務付けている業務委託料内訳書及び工程表、業務責任者の通知などを受領していないものがほとんどであった。一方、設備機器に係る工事契約については、契約の履行を確保するために必要な、そのほかの関係書類を含めた受領すべき提出書類を定めている。 今後、当該業務委託については、工事契約と同様に必要な提出書類を定めるとともに、適正に受領するよう注意されたい。	平成22年度より、「業務委託関係提出書類一覧表」を定め、提出書類を適正に受領するようにいたしました。また平成22年10月15日付けで、関係職員に書面で周知徹底を図りました。 (平成22年10月15日措置済)	措置済 (22. 11. 9)
4 指定管理者への指導、監督について注意を要するもの こども文化センターの建物及び付属設備の維持保全業務については、指定管理者が行うこととしている。 しかしながら、仕様書で定めている電気・機械設備の運転・監視業務や定期点検及び法定点検等について、運転日誌や各種点検等の記録をこども青少年局において確認していなかった。 また、指定管理者の従業員に対して電気を安全に使用するための保安教育を行い、その結果を報告することとしているが、報告されていなかった。 こども青少年局は、施設の適正な管理運営を確保する責任を有していることから、仕様書に沿って指定施設の管理業務が適正に遂行されているかどうかを点検し、指定管理者への指導、監督を徹底するよう注意されたい。	電気・機械設備の運転・監視業務や定期点検及び法定点検等の記録等を確認するとともに、指定管理者に対して従業員への電気保安教育の実施や日々の建物及び付属設備の維持に関わる活動に関してはすべて記録として残すように指導いたしました。 (平成22年7月8日措置済) 業務が適正に遂行されるよう監督するために、指定管理者との月例の調整会議において、継続的に点検記録や日常業務の記録等を確認することとし、8月より実施しております。 (平成22年8月25日措置済)	措置済 (22. 11. 9)

報告監22の第25号

監査の対象：平成21年度定期監査等 建設局管理部所管事務

所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 現金、有価証券等の取扱いについて (1) 金庫の管理について注意を要するもの 会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、執務時間中であっても、金庫等を使用しないときは、必ず施錠し、シリンダー錠以外にダイヤル錠の機能があるものは必ず二重施錠することとされているが、管理、路政、工務各担当並びに中央及び北工営所においては、時間中の施錠について、「ダイヤル」又は「鍵」の片方でしか施錠しておらず、工務担当においては、時間外も「鍵」のみの施錠となっていたので、厳正な管理を行うよう注意されたい。	管理、路政、工務各担当並びに中央及び北工営所において、金庫の施錠が適切でなかった件について、二重施錠を行うように改めました。 (平成22年5月31日措置済)	措置済 (22.11.9)
(2) 金庫内での現金等の保管について注意、改善を要するもの 「公金安全保管マニュアル」によれば、切手・鉄道等の回数券等については、現金同様、安全に保管するため、保管は必要最小限に限定する必要があるとされ、公金外現金については、できるだけ本市で保管せず、各種団体側での保管とするよう検討することとされている。 しかしながら、管理担当においては、使用可能な、「駐車場共通回数券」及び、「菅原城北大橋有料道路普通車2回通行券」などを作成後大量に保管し、また、中央工営所においては、使用実績に比して多くの切手を保管していたので、多額の金券類を保管することによる危険を回避する観点等から、必要な枚数を計画的に作成・購入し、保管枚数は必要最小限とするよう改められたい。 さらに、路政担当においては、職場親睦会の通帳が保管され、工務担当においては、私文書や私印が保管されていたので、注意されたい。	管理担当において、引渡し前の「駐車場共通回数券」及び、使用見込みのない「菅原城北大橋有料道路普通車2回通行券」などを大量に保管していた件については、「駐車場共通回数券」は、発注数量や発注回数について見直しを行うことにより、保管数量を必要最小限に改善しました。 「菅原城北大橋有料道路普通車2回通行券」は、今後使用見込みがないため、全て廃棄処分を行いました。 「緊急車両用通行券」は、使用見込みのない余分の通行券を廃棄処分することにより、保管数量を必要最小限に改善しました。 (平成22年9月9日措置済) 中央工営所において、使用実績に比して多くの切手を保管していた件については、使用実績を考慮し、保管枚数を必要最小限に改めました。 (平成22年2月24日措置済) 路政及び工務担当において、職場親睦会の通帳や私印等を保管していた件については、関係職員に対し、金庫内で公金等以外のものを保管することのないよう、周知しました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)
(3) タクシー乗車券の管理について注意を要するもの 総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、個々のタクシー乗車券に認印を押印し、所属コード及び分類コードを記入の上、適正に保管し、必要事項を記入・捺印の上、交付申請しなければならないとされている。 しかしながら、渡船事務所においては、所属コードなどの記載をせずに保管し、交付申請・交付整理簿（以下「整理簿」という。）に取扱責任者印のないものが見受けられた。 また、中央工営所においては、整理簿を作成せず、北工営所においては、請求印や取扱	渡船事務所において、タクシー乗車券に必要事項を記入せず保管し、整理簿に取扱責任者印がなかった件については、必要事項を記入するよう改めました。 (平成22年2月19日措置済) 整理簿における取扱責任者印の押印については、これまで当該事務所には取扱責任者の要件を満たす課長代理級以上の職員が配置されていなかったため、以前より当該事務所を所管する道路管理担当課長代理が事務的に処理していましたが、平成22年8月1日付で、「タクシー乗車券の	措置済 (22.11.9)

責任者印欄等、必要項目のない独自の様式の整理簿を作成し使用していたので、注意されたい。	取り扱いに関する実施要領」が改正され、係長級を取扱責任者とすることができるようになったため、渡船事務所における取扱責任者を渡船事務所に長に変更し、タクシー乗車券を使用する度に取扱責任者が整理簿に確認印を押印するように改めました。 (平成22年8月1日措置済) 中央及び北工営所において、整理簿の作成等を行っていない件については、指定様式による整理簿を使用するよう改めました。 (平成22年2月23日措置済)	
(4) 小口支払基金について注意、改善を要するもの 小口支払基金管理規則によれば、資金前渡受領者は、小口支払基金出納決議簿を備え、資金の収支を明らかにしておかなければならないとされ、小口支払基金取扱要領には、具体的な支払手続が示されている。 しかしながら、北工営所及び東南工営所においては、決議が支出の都度行われていないもの、中央工営所においては、職員が立替払をしているにもかかわらず所定の手続を経ていないものが見受けられた。 また、基金を使用する際は、同要領によれば、資金前渡受領者は必ず所属の予算担当に予算があるか確認した後に、支出の決議を行い使用しなければならないとされているが、調査した工営所すべてにおいて、予算残額の確認を経ずに基金を使用している。 さらに、各工営所の基金の運用実績からすると、基金設定額が高額と思われるので、小口支払基金の運用については、適正な運用を行うよう注意、改善されたい。	北及び東南工営所においては、支出決議がその都度行われておらず、中央工営所においては、立替払の際、所定の手続きを経ていなかった件については、所定の手続きを行うよう改めました。 (平成22年3月1日措置済) 中央、北及び東南各工営所において、基金を使用する際の事前の予算確認を怠っていた件については、各工営所に予算額の通知を行い、予算残額を確認できるように改善しました。 (平成22年10月6日措置済)	一部措置済 (22. 11. 9)
2 収入事務について (1) 納入通知書等の発行について注意を要するもの 地方自治法施行令によれば、納入の通知は、所属年度、金額、納期限や請求の事由等を記載した納入通知書で行うこととされているが、納入通知書に発行日のないものや、事由が「〇月〇日分」や「〇件分」のみしか記載されていないなど具体的でないものが見受けられた。 また、道路占用料等について、窓口で収入し分任出納員が納付しているものについて、納付書の氏名欄に「分任出納員」であることを表記していないものが多数見受けられたので、注意されたい。	路政及び路上違反物件担当においては、納入通知書に発行日の記入がなく、東、西、中央並びに東南及び西北各工営所において、納入事由が具体的に記入されていない件については、発行日の記入漏れをなくすよう関係職員に周知するとともに、納入事由をできるだけ具体的に記入するよう改めました。 (平成22年5月10日措置済) 東、西及び中央各工営所において、道路占用料等窓口収入現金を分任出納員が納付する際、納付書の氏名欄に「分任出納員」の表記がなかった件については、記入漏れをなくすよう関係職員に周知しました。 (平成22年4月8日措置済)	措置済 (22. 11. 9)
(2) 収納事務について注意を要するもの 会計規則によれば、納期の定めがある歳入は、納期限の5日前までに納入通知書を発行し、これにより納入義務者に納付させなければならないとされているが、指定管理者制度を導入している市立有料自転車駐車場の管理業務にかかる納付金は、年度協定書で支払期	放置自転車対策担当において、市立有料自転車駐車場の納付金を収入するための納入通知書を、本来は指定管理者との協定書で定める支払期限までに発行すべきところ、支払期限後に発行していたことや、道路占用許可による民間設置の自転車駐車	措置済 (22. 11. 9)

限を定めているにもかかわらず、納入通知書の発行がすべて支払期限後となっていた。 また、道路占用許可により民間設置させた自転車駐車場においても、管理運営業務委託に関する契約書では年間の納付金を12分して支払うことを定めていたが、4月から8月分の納付金について、8月にまとめて納入通知書を発行していた。 さらに、道路占用料等について、納期限後に納付されているものが多数見受けられたので、確実に収納されるよう注意されたい。	場の納付金収入について、事業者との契約書で毎月、年額の12分の1を納付させることを定めていたが、4～8月分の納付金を8月にまとめて納入通知書を発行していた件については、協定書等で定める支払期限までに納入通知書を発行するよう、関係職員に対し指導を行いました。 (平成22年4月13日措置済) 中央、北、東南各工営所並びに路政及び管理担当において、道路占用料等で納期限後に納付されているものが見受けられた件について、納入通知書の交付から納入期限までの期間が十分に設けられていなかったことが、期限後納付が生じていた原因であると考えられることから、納入期限を延長するとともに、期限を厳守するよう占有者に対し周知しました。 (平成22年6月23日措置済)	
(3) 収納金等の払込みについて注意を要するもの 会計規則によれば、収納した歳入について、出納員等は、納付書により、その翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならず、少額の歳入又は遠隔地若しくは交通不便の地で取り扱う歳入については、数日分を取りまとめて払い込むことができるとされているが、その金額が20,000円を超えるときは、その都度これを払い込まなければならないとされている。 しかしながら、各工営所においては、証紙代金について、日々の調定が遅れているものや、20,000円を超えた後も速やかに払い込まれていないものが多数見受けられたので、注意されたい。	中央、北及び東南各工営所において、証紙販売代金の日々の収入調定が遅れていたことや、その金額が2万円を超えた後も速やかに払い込まれていなかった件について、毎日収入調定を行うこととし、収入金額が2万円を越えた時点で、速やかに払い込み手続きを行うよう改めました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22. 11. 9)
(4) つり銭の設定について注意、改善を要するもの 会計規則によれば、事務処理上つり銭を必要とするときは、収納金の中から必要と認める現金を留めておくことができるとされているが、中央工営所においては、つり銭の設定決裁において、決議の遅れや収入金費目の記載漏れが見受けられたので、注意されたい。 また、中津自転車保管所を調査したところ、終業時間前の午後4時以降の徴収金を翌日のつり銭の原資として扱っており、各保管所においても同様の方法でつり銭を確保しているとのことであるので、適正な設定手続を行うよう改善されたい。	中央工営所において、つり銭設定決裁の決議が遅れていたことや収入金費目の記載がなかった件については、平成22年度分より事務処理を適切に行うよう改めました。 (平成22年4月1日措置済) 中津自転車保管所等において、終業時間前の午後4時以降の撤去保管料徴収金を翌日のつり銭の原資として扱っていた件については、つり銭用現金の取り扱い方法が、保管所によって異なっていましたが、つり銭用の両替金と徴収した撤去保管料が混在しないよう、撤去保管料の徴収業務を行う受託者につり銭用現金を別途用意させることに統一するよう指示しました。 (平成22年7月6日措置済)	措置済 (22. 11. 9)
3 時間外勤務について (1) 時間外勤務命令手続について注意を要するもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも	渡船事務所、管理、測量明示、路政、路上違反物件、放置自転車対策、自転車施策、道路管理適正化、工務各担当、中央並びに北及び東南各工営所において、時間外勤務命令	措置済 (22. 11. 9)

臨時の必要がある場合において命じることが出来るものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。 しかしながら、平成21年8月の時間外勤務命令状況を確認したところ、時間外勤務が必要とされる理由の記載がないもの、また理由が「早急」や「至急」等といった具体的でないものなどが見受けられた。 また、休憩時間の命令及び認定のないものや、休憩時間が不足しているものが見受けられたので、注意されたい。	が必要とされる理由の記載がないもの等が見受けられたとの指摘については、平成21年8月の時間外勤務の実態を調査した結果、不適切な時間外勤務の実態はありませんでしたが、改めて時間外勤務が必要な理由を具体的に記載するよう周知しました。 (平成22年7月6日措置済) 中央、北、東南各工営所、測量明示、路上違反物件、放置自転車対策並びに工務及び工事監理各担当において、時間外勤務を命じながら休憩時間の命令、認定がないもの等が見受けられたとの指摘については、その多くは道路陥没や交通事故等による緊急現場対応業務であったため、休憩時間を与えることが出来ないものでした。しかしながら、時間外勤務命令が必要であり、時間外に休憩時間が取れないことがあらかじめ予測できる場合には、時間内に休憩を取らせるなどの工夫を行うよう周知しました。 (平成22年7月6日措置済)	
(2) 時間外勤務の必要性の精査を要するもの 「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、会議等については勤務時間内での開催の徹底を図ることとされている。 しかしながら、路政担当及び渡船事務所においては、通常他の部署では行っていない「会議」等を業務内容として、時間外勤務を度々行っているものが見受けられたので、時間外勤務の必要性について精査されたい。	路政担当及び渡船事務所において、「会議」等を業務内容とする時間外勤務を度々行っていた件について、路政担当の場合は、緊急に課内協議すべき事案等が生じたものの、窓口対応及び電話対応が多く、時間内に会議を行うことが困難な状態であるため、やむを得ず時間外に会議を開催したものでした。また、渡船事務所の場合、各渡船場の主任を召集する会議の開催は、業務上必要不可欠であり、当該職場は早朝から夜間までの2及び3交代勤務の体制となっていることから、どの時間帯で会議を開催しても、会議に出席する職員、もしくは会議に出席する職員の代わりに渡船運行业務を行う職員に、時間外勤務が必要となる場合があります。従って、これらの職場においては、時間外勤務を伴う会議を完全になくすことは困難ですが、可能な限り勤務時間内に開催するよう、時間外勤務の縮減について周知しました。 (平成22年7月6日措置済)	措置済 (22.11.9)
(3) 時間外勤務の認定について注意を要するもの 工事監理担当においては、早朝1時間の時間外勤務を命じ、勤務時間内に1時間の休憩を与え、その場合、定時となる退庁時間が17時45分になるにもかかわらず、同日に誤って17時30分から19時まで時間外勤務を命じ認定したことにより、通算で超過勤務手当の1時間の過払いとなっていた事例が1件見受けられた。	工事監理担当において、超過勤務手当が過払いとなっていた件や、管理担当において、超過勤務手当が未支給となっていた件について、既に過払いとなっている超過勤務手当は戻入を、未支給となっている超過勤務手当は追給をそれぞれ行いました。 (平成22年5月17日措置済)	措置済 (22.11.9)

	また、管理担当においては、17時30分から21時まで時間外勤務を命じていたにもかかわらず、休憩を17時30分から21時までと誤って認定したため、計算上、時間外勤務がなくなり超過勤務手当が未支給となっていた事例が1件見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。		
4	市内出張交通費の支給について注意を要するもの 職員の旅費に関する条例によれば、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、市内出張の経済的な交通費の算出には、通勤手当の支給を受けている経路を考慮することで、経済的な交通費の算出となる場合があるが、路上違反物件担当においては、通勤経路を考慮すると交通費を節減できると考えられるものが見受けられたので注意されたい。	路上違反物件担当において、通勤経路を考慮すると交通費を節減できると考えられるものが見受けられた件について、今後は最も経済的なルートでの移動に心がけ、それによりがたい場合は、精算報告書にその理由を明記するよう関係職員に周知しました。 (平成22年5月6日措置済)	措置済 (22.11.9)
5	支出事務について注意、改善を要するもの 会計室作成の「審査事務マニュアル」によれば、請求印鑑は、原則として、請求行為の前段階となる契約書等に押印した印鑑と同一のものが使用されていなければならないとされている。 しかしながら、工事監理担当においては、各プロポーザル審査委員報酬の支払のための使用印鑑届等がないことから、印影確認ができない状態のまま、請求書の審査を行っていたので、注意されたい。 また、南工営所の電気使用料は、市立西成スポーツセンターとの合築のため、按分して支払っているが、按分事務は同スポーツセンターが行い、その結果を電力会社へ報告した後、電力会社から監査対象局へ請求される仕組みになっている。 平成21年4月から12月の支払状況を見ると、9回の支払のうち6回が納期限を越えて支払っており、電力会社へ納期延期を願い出ている状況が見受けられたことから、納期限内に支払える事務となるよう改善されたい。	工事監理担当において、各プロポーザル審査委員報酬の支払いのための使用印鑑届がないことから、印影確認が出来ない状態のまま、請求書の審査を行っていた件について、「会計事務担当者研修テキスト」に定める「印鑑照合を行う書類が存在しない場合」に該当し、出席される審査委員本人から直接請求書を受け取っていることから、当該請求書が正当債権者より提出されたものであるとして、使用印鑑届の提出の必要がないケースであると判断していましたが、この度の指摘を受け、改めて使用印鑑届けを提出していただきました。 (平成22年4月27日措置済) 南工営所の電気使用料について、納期限を越えた支払いが常態化し、電力会社へ延納を願い出ている状況であった件について、同工営所は市立西成スポーツセンターとの合築施設であるため、施設間の電気料金負担の計算を行う必要があることから、通常の電気料金の支払いよりも事務処理に多くの時間を要しますが、内部関係先と協議を行い、支出事務にかかる事務処理期間を通常よりも短縮することにより、支払い期限を厳守することとしました。 (平成22年3月12日措置済)	措置済 (22.11.9)
6	履行検査及び検査調書の作成について注意を要するもの 契約規則によれば、検査調書は、契約の履行を確認し、契約の支払根拠となるものとして作成しなければならないが、平成21年度夜間・休日道路巡回警備業務委託の第1回中間検査の検査調書では、年度表記が20年度になっており、小型振動ローラ2台修繕ほか4件の検査調書には、出来高歩合の記入が漏れていた。 また、中央工営所管内事故防止対策業務委託の第2回中間検査では、受託者から6月10日に検査願が出されているにもかかわらず、検査	業務委託契約等の検査を担当した路上違反物件担当、東及び北工営所において、検査調書に記入漏れ等の不備があった件について、検査調書の訂正を行うとともに、今後、適切に事務処理を行うよう、関係職員に対し指導を行いました。 (平成22年5月6日措置済)	措置済 (22.11.9)

調書では、検査日が5月22日、検査報告日が6月15日となっており、監査対象局の説明によれば、検査日の記載の誤りであるということであったが、正確かつ厳正に検査を行うよう注意されたい。		
7 財産管理について (2) 行政財産目的外使用許可事務について注意を要するもの 中央工営所が作成した行政財産使用許可書においては、その根拠法を記載しているが、「地方自治法238条の4第7項」を、誤って「地方自治法238条の4第4項」と記載していたものが見受けられた。 また、道路占用使用継続分の許可手続について、占用者から、許可期限終了前に継続の許可申請が出されていたにもかかわらず、占用開始日を過ぎて決議をしたため、占用開始日を越えて許可したものとなっているものが見受けられた。 さらに、道路用地に下水施設を敷設する場合、使用承認に関する専決権限がないにもかかわらず管理部長名で下水道管理事務所長に対し承認を行っていたので、注意されたい。	中央工営所において、行政財産使用許可書に記載している根拠法令の条文が誤っていた件については、許可書の文言を訂正しました。 (平成22年2月23日措置済) 道路占用継続使用にあたり、期限前に許可申請が出されているにもかかわらず、占用開始日を越えて許可していた件について、受理後、許可に必要な書類の補充を待っていたことや、年度末の業務繁忙のために事務処理が遅れたことなどにより、申請書の受付日に比して、許可決議開始が遅れたものでした。今後、事務処理を迅速に行うことを心掛けることはもとより、特別な理由がある場合は、事務処理の遅れた理由や経過を記録保管することとしました。 (平成22年2月23日措置済) 管理担当において、道路用地の使用承認に関する専決権が管理部長に下りていないにもかかわらず、管理部長決裁とするとともに、下水道管理事務所長の申請に対して管理部長名で使用承認が行われていた件については、平成22年度より建設局長決裁とするとともに、申請者及び承認者とも建設局長名で取り扱うようにいたしました。 (平成22年3月26日措置済)	措置済 (22.11.9)
(4) 備品管理について注意を要するもの 会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。 しかしながら、備品整理票の貼付のないもの、また、備品台帳における購入単価や購入年月日の記載がないものなどが見受けられたので、備品については、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう注意されたい。	管理、工務担当、中央並びに北及び東南各工営所において、備品整理票の貼付のないもの、また、備品台帳における購入単価や購入年月日の記載がないものなどが見受けられた件について、備品整理票の貼付や備品台帳の整理を行うとともに、適正な備品管理を行うよう改めて周知しました。 (平成22年7月9日措置済)	措置済 (22.11.9)
8 放置自転車保管所について (1) 撤去保管料の取扱いについて注意、改善を要するもの 放置禁止区域で撤去された自転車は、自転車等の駐車適正化に関する条例に基づき、22か所の放置自転車保管所で保管し、条例に規定した撤去保管料（以下「保管料」という。）を徴収の上、持ち主に返却している。 この業務は外部に委託されているものの、その仕様書には、徴収事務や保管所についての詳細な記載がなかった。 また、保管料の収入月報を調べたところ、市岡自転車保管所において、後日、盗難自転車であることが判明した1台分について、監査対象局から保管料を無料とするよう指示を	放置自転車対策担当において、外部に委託している放置自転車撤去保管料徴収業務委託の仕様書に、徴収事務や保管所についての詳細な記載がなかった件については、平成22年度契約分から徴収事務の詳細を仕様書に記載しており、保管所の詳細については、指示書により受託者に通知いたしました。 (平成22年7月6日措置済) 同委託業務には、公金である撤去保管料の返還業務は含まれていないにもかかわらず、当局からの指示により、盗難自転車にかかる撤去保管料の返金を行わせ、さらに、返金を	一部措置済 (22.11.9)

受け、徴収した保管料から持ち主に返金していたが、委託業務には、公金である保管料返金にかかる事務委託は含まれていなかったの で、注意されたい。 さらに、返金を証する持ち主からの書面等 が残されていなかったこともあり、保管料の 取扱いについての統一したルールを設けるよ う改善されたい。	証する持ち主からの書面等が残され ていなかったとの指摘については、 返金の証となる書面を受領すること などを含めた撤去保管料返還事務に 関し、指示書により受託者に通知し ました。 (平成22年7月6日措置済)	
(2) 保管料の領収書の取扱いについて注意、改 善を要するもの 平成21年度、安田自転車保管所の領収書 の書損が際立って多いことから、保管された 書損領収書を調べたところ、自転車返却時 における乗り逃げ防止のため、保管所内の自 転車探しに先立って、あらかじめ保管料を徴 収するよう変更したため、自転車が発見され なかった場合、返金の必要性が生じ書損が増 えた旨、監査対象局から説明を受けた。 この変更が、他の保管所では徹底されてい なかったため、安田保管所だけが際立ったも のとなり、他の保管所では、書損手続をせず 再利用している可能性が高いとのことであっ た。 また、領収書の半券に押された領収印に、 日付をマジックなどで修正したものが見受け られたので、注意するとともに領収書の取扱 いについての統一したルールを設けるよう改 善されたい。	自転車保管所での撤去保管料徴収 の際の領収書の取り扱いが統一され ていないとの指摘について、昨年度 中に自転車保管所における返還時の 乗り逃げ事件が相次ぎ、これらの防 止策として、当局からの指示により 撤去保管料を事前に受領し、自転車 が見つからなかった場合には、先に 受領した撤去保管料を返金するよう 取り扱いを変更したものの、領収書 の取り扱い方法について、全ての保 管所で統一されていませんでした。 また、この取り扱い方法について も、自転車の返還が完了していない 段階で撤去保管料を徴収すること は、本来適切でないと考えられるた め、受託者に対し従来の撤去保管料 徴収手続に戻すよう指示しました。 (平成22年6月1日措置済)	措置済 (22.11.9)
(3) 保管料の収入事務について改善を要するも の 会計規則によれば、収納した歳入について は、その翌日までに指定金融機関等に払い込 まなければならない、やむを得ない場合は、会 計管理者が指定する期限内に払い込むものと されている。 徴収された保管料は、各保管所が手書き納 付書で本市へ納付することになるが、保管所 の数が多く、本市への納入が日々相当な数に なり、納付書の事務処理が煩雑となることか ら、会計室と協議の上、1か月分をまとめて 本市に納付させている。 しかしながら、翌日までに納付するよう定 めた会計規則の趣旨から、各保管所の徴収額 は、収納に代わるものとして日々の確認が必 要だと思われるが、月次の報告書でしか確認 されていないので、改善されたい。	放置自転車対策担当において、こ れまで各自転車保管所での撤去保管 料の徴収金額を月次単位で確認して いましたが、日々の収入に代わるも のとして日々の徴収金額の確認が必 要であるとの指摘について、日々の 収入状況が把握できるよう日報等の 提出について、指示書により受託者 に通知しました。 (平成22年7月6日措置済)	一部措置済 (22.11.9)
9 安全衛生管理体制について注意を要するもの 監査対象局においては、同局作成の「安全作 業の手引」で自律的に定めた保護具着用基準に 則り、すべての作業において、作業用ヘルメッ ト及び安全靴等防護具の着用の徹底を図ってき たとのことであるが、業務日誌や保全巡視報告 書からは、着用が徹底されていない事例が数多 く見受けられ、作業用ヘルメットなどを着用し ていないことが一因となった公務災害も発生し ている。 また、中央工営所においては、ヘルメット着 用に代えて作業用帽を着用するなどとした「工 営所直営部門における各班業務（ヘルメット着 用）」という独自の保護具着用基準を設けてお	業務日誌や保全巡視報告書から は、本来着用すべき作業用ヘルメッ ト等防護具の着用が徹底されていな い事例が数多く見受けられ、作業用 ヘルメットなどを着用していないこ とが一因となった公務災害も発生し ているとの指摘については、人事・ 勤務条件担当において、これまで労 働安全衛生の観点から、各事業所長 に対して全ての作業での作業用ヘル メット及び安全靴等の着用の徹底を 図っており、本年1月に土木安全衛 生連絡会議において現場作業を視察 し、防護具の着用状況の調査を行っ	措置済 (22.11.9)

り、統一した管理体制になっていなかったの で、同手引に基づき徹底した安全衛生管理体制 がとられるよう注意されたい。	たところ、適正に着用されていること を確認していますが、指摘の内容 を踏まえて、保護具の着用につい て、改めて全事業所の安全管理者あ て文書により周知しました。 (平成22年 7 月 8 日措置済) 中央工営所において、ヘルメット の着用に代えて作業用帽を着用する とした独自の防護具着用基準を設け ており、統一した管理体制となっ ていなかった件については、工務担当 課長から各工営所長あての通知（平 成22年 3 月12日付「作業用ヘルメ ット等防護具の着用について」）に基 づき、全ての作業において防護具を 原則着用とするなど、安全衛生管理 体制の徹底を図りました。 (平成22年 3 月17日措置済)	
---	--	--

報告監22の第26号

監査の対象：平成21年度定期監査等 港湾局港営事業会計大阪港埋立事業関係
事務 所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 タクシー乗車券の管理について注意を要するもの 総務局作成の「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」によれば、タクシー乗車券については、各局における責任体制において交付審査を厳正に行うとともに、常に効率的な予算執行を指導・徹底し、適正に管理しなければならないとされている。 しかしながら、保管換えを受けた際に交付簿に乗車券番号が記載されていないもの、交付簿に必要事項の記載や押印がなく交付しているもの、タクシー乗車券左片の提出が遅延しているもの、報告時に交付簿に必要事項の記載や取扱責任者の押印がないものが見受けられた。 タクシー乗車券の管理について、同要領に基づき、厳正に取り扱うよう注意されたい。	タクシー乗車券の管理については「タクシー乗車券の取り扱いに関する実施要領」に則り適正な管理を行うよう、課長会を通じ各担当へ再度指示を行い、適正な事務処理に努めております。 (平成 22 年 3 月 26 日措置済)	措置済 (22.11. 1)
3 契約事務について (1) 契約関係書類について注意を要するもの 契約関係書類を抽出して確認したところ、契約書に港湾局長の押印や日付の記載がないもの、契約書の金額の頭部に「¥」の記載がないもの、使用面積及び使用期間の記載のない市有地一時賃貸申込書を受理しているものなど、契約関係書類に不備があるものが多数見受けられたので注意されたい。 また、「請第 1516 号 大型ディスプレイ等長期借入」の契約について、契約締結の決裁と契約書が保管されていなかったのに注意されたい。	内容を確認のうえ、可能なものについては記載等の処理を行いました。 今後は、必要項目の記載漏れや記載誤り等の確認を確実に行うとともに、厳正な文書管理に努めるよう、周知徹底いたしました。 (平成 22 年 4 月 23 日措置済)	措置済 (22.11. 1)
(2) 検査調書が作成されていないもの 契約規則によれば、検査を完了したときは検査職員は検査調書を作成しなければならないとされている。 しかしながら、「臨海立地 8 北港埋立土地	鑑定評価依頼業務に関しては、鑑定書が同業務の成果物であり、同書の納品をもって、業務の履行を確認しております。 納品された鑑定書については、担	措置済 (22.11. 1)

にかかる鑑定評価依頼及び画地補正率の照会」の契約において、検査調書が作成されていなかったのに注意されたい。	当者が納品を受けた後、課内供覧も行っており、確実に業務が履行されていることについて、検査職員を含め確認してきたところではありますが、契約規則に順じた検査手順となっておりませんでした。 今後は、成果物の納品を受け次第、契約規則に基づき検査調書を作成し、業務の完了について適切に確認してまいります。 (平成 22 年 3 月 31 日措置済)	
4 大阪南港ポートタウン管理センターについて (2) 収入状況の報告について改善を要するもの 市有建物管理委託契約書によれば、委託先は本市所有部分の運営に伴い、第三者から使用料を徴収することができるとされており、委託先は本市の所有部分から生ずる毎月の収入状況を、本市の定める様式により毎月 15 日までに本市に報告しなければならないとされている。 しかしながら、委託先から本市に提出された報告内容について、各集会室ごとの収入金額の合計は示されているものの、その内訳が詳細でなく、適正な収入金額が報告されているか確認することができない内容となっていたので、詳細な報告となるよう改められたい。	従来使用していた利用・収入状況月報では、詳細な内容・内訳が記載されておりませんでした。これまで年 1 回の検査により確認してきましたが、平成 22 年 4 月分から、月報とともに詳細な内訳を提出させ、毎月確認するよう改善しております。 (平成 22 年 4 月 1 日措置済)	措置済 (22. 11. 1)
(3) 集会室の運営要綱について改善を要するもの 本施設の集会室は貸室として供用されており、「集会室等の運営要綱」で貸室の施設使用料は面積に応じて 7 区分とされている。 しかしながら、集会室の面積について関係書類を確認したところ、7 区分のうち 3 区分しか該当する集会室がなかった。同要綱の区分について、実態と合っていないので改められたい。	「集会室等の運営要綱」の別表における区分が合致していないのは、当時の区役所附設会館条例（現在のコミュニティ振興施設条例）の料金表をモデルとし設定していたことによります。平成 22 年度委託契約から、別表を実態に合わせて改訂しております。 (平成 22 年 4 月 1 日措置済)	措置済 (22. 11. 1)
7 大阪港広報サテライトの管理運営について注意を要するもの 港湾局では大阪ワールドトレードセンタービルディングの 45 階に大阪港 P R コーナー、市民ギャラリー、休憩コーナー、大阪港メディアルーム及び会議室を備えた「大阪港広報サテライト」を設置しており、その管理運営については社団法人大阪港振興協会へ管理委託を行っている。 管理委託の契約書によれば、同協会が使用収益するときは、事前に協議し承認を得ること、使用収益した場合には年度末に速やかに使用状況等を報告することとされている。また、収益が管理費用を超えた場合は超過額の 3 分の 2 を本市に納付することとされている。 しかしながら、市民ギャラリーについては同協会が利用者から清掃料を徴収しており、休憩コーナーについては同協会が第三者に喫茶店の運営を委託し、第三者から施設使用料を徴収していたが、契約書に定める承認及び使用状況等の報告が行なわれていなかったのに注意されたい。 なお、休憩コーナーの喫茶店の運営委託先に	ご指摘を踏まえまして、平成 22 年度から市有財産管理委託契約書に基づき、定められた協議及び承認を行ないました。 (平成 22 年 4 月 1 日措置済)	一部措置済 (22. 11. 1)

については公募しておらず、公平性、透明性が確保されていないので注意されたい。		
8 業務日誌について注意、改善を要するもの 緑地管理事務所の業務日誌を確認したところ、舞洲緑地管理事務所では、業務内容について「その他」と記載され、具体的な業務内容が不明となっているものが多数見受けられたので、業務日誌の記載内容について改善されたい。 また、咲洲緑地管理事務所では、業務日誌を作成していない班が見受けられたので注意されたい。	業務日誌については、咲洲緑地管理事務所・舞洲緑地管理事務所共概ね同内容の記載を行っていましたが、詳細内容の記入漏れ・業務日誌の未作成等が一部ありました。 平成22年4月1日より、緑地管理業務の更なる効率化をはかる為、両事務所が統合した際に、業務日誌については、様式を統一し、作業エリアや作業内容など詳細に記載できるように改善するとともに、全班に業務日誌を作成するよう徹底しました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.1)
9 緑地管理事務所の業務執行体制について改善を要するもの 咲洲地区の緑地管理を所管する咲洲緑地管理事務所では職員27名が7班に分かれて業務を行っており、うち2班(10人)が剪定、刈込などを、うち1班(5人)が施設の点検・補修など、緑地の維持管理を行っているが、残りの4班(12人)については、市民啓発の事業として、水田、ピオトープの管理、展示用のディスプレイの作成、観賞魚の管理、木工教室を主として行っている。 本来業務である緑地管理業務以外の業務を行っている職員が班の数で全体の半分以上、職員数で4割以上となっており、これらの業務を時間外勤務で行っている事例も見受けられた。緑地管理業務の効率化を図るため、咲洲緑地管理事務所は平成22年4月1日から舞洲緑地管理事務所に統合されたところであるが、今一度、緑地管理事務所が行うべき業務範囲を精査し、業務執行体制の見直しを行われたい。	緑地管理業務の更なる効率化をはかるため、平成22年度より、2箇所ありました緑地管理事務所を1つに統合し、2号職員業務執行体制を平成21年度の56名から35名に縮小しました。 業務範囲及び業務内容を精査した結果、35名に見合った効率的な緑地管理業務を主体に推進しています。 市民啓発業務については、緑地維持管理に対する市民の理解・協力を得るためにこれまで実施してきましたが、これまで行っていた水田、ピオトープ、観賞魚の管理及び展示用ディスプレイの作成は平成21年度末をもって廃止いたしました。 (平成22年4月1日措置済)	一部措置済 (22.11.1)
10 時間外勤務命令手続について注意を要するもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。 しかしながら、時間外勤務状況(平成21年4月分)を抽出し、確認したところ、時間外勤務を要する理由が具体的に示されていないものが見受けられたので注意されたい。	超過勤務を行う理由に期限等が記載されておらず緊急性、必然性がなく理由が不十分であり内容の精査が行われていないものがあるとのこと指摘についてですが、「時間外勤務の縮減にかかる指針」にもありますよう時間外勤務の必要性の精査、夜間及び休日における時間外勤務の抑制について、期限や必要理由など明確な記載をするよう課長会で指導し、適正な事務処理に努めております。 (平成22年3月26日措置済)	措置済 (22.11.1)

報告監22の第27号

監査の対象：平成21年度定期監査等 水道局総務部管財調達担当所管事務

所管局：水道局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 管財関係事務について (1) 市町村交付金の算定において注意を要する	ご指摘の内容につきましては、今後、地積の異動等により算定基礎数	措置済 (22.11.9)

もの 市町村交付金の算定において、地積更正に伴う対象面積の修正がなされないまま算定基礎数値としていたものや、市町村交付金対象除外の道路部分を除外せずに算定基礎数値としていたものが見受けられたので注意されたい。	値に変動があった場合、固定資産台帳との突合を徹底する等、適正に処理してまいります。 なお、算定を誤っていた、市町村交付金については、市町村交付金の支払い先である各市と調整し、平成22年7月末までに、各市に追徴または、還付の手続を行い、適正に処理いたしました。 (平成22年8月31日措置済)	
(2) 土地の賃貸借契約において注意を要するもの 水道局では、事業用地等の一部について、民間業者との間で用途を駐車場とした土地賃貸借契約を締結しており、契約締結者は水道局が定めた駐車場運営細則に基づき駐車場運営を行わなければならないこととなっている。 同細則によれば、土地賃貸借契約を更新する場合、契約締結者は直近の貸借対照表及び損益計算書を提出することとされている。 しかしながら、土地賃貸借契約更新手続において、契約締結者からこれらの書類が提出されていなかったものが見受けられたので注意されたい。	ご指摘のとおり、契約締結者の直近の貸借対照表及び損益計算書を受領しておりませんでした。平成22年4月1日からの賃貸借契約更新分から、駐車場運営細則で定めたとおり契約締結者の事業活動実績を確認するため、直近の貸借対照表及び損益計算書を受領しております。 また、再発防止のため「駐車場賃貸借契約更新時チェックリスト」を作成し、更新に必要な書類の受領について、確実にいえるよう改善しました。 (平成22年6月9日措置済)	措置済 (22.11.9)
(3) 駐車場管理運営業務について注意を要するもの 水道局との間で土地賃貸借契約を締結して駐車場を運営する者は、駐車場運営細則に基づき、駐車場の維持管理業務として、違法駐車等の不法占拠や侵奪行為等による損害を未然に防止するための巡回警備や残土、ごみ等不法投棄の取締り及び除去等必要な措置を行うこととされている。 しかしながら、今回の監査で現地調査を行った扇町庁舎南側駐車場用地において、不法占拠、不法投棄が見受けられたので、速やかに所要の措置を講じるよう契約者に指示するとともに、運営細則に定められた業務を適切に履行するよう指導されたい。	ご指摘の内容につきましては、現在の契約締結者に確認を取ったところ、不法投棄物件については、平成22年3月4日に撤去しており、違法駐車等の不法占拠については、無断駐車を行っていることがわかりましたので、直ちに現在の契約締結者に適正な用地管理を行うよう指導し、平成22年5月14日の現地確認の際には、すでに改善されておりました。 それ以降、無断駐車が行われていた箇所については、無断駐車に対する警告表示をしたうえで封鎖しております。 また、「駐車場運営細則」に基づき、貸付先の責任において、不法占拠・不法投棄等がないよう必要な巡回警備等の徹底を行うことと合わせて、不法占拠・不法投棄を発見した場合は、必要な措置を講じ写真等で随時報告を行うよう、すべての貸付先に通知し指導いたしました。 (平成22年10月13日措置済)	措置済 (22.11.9)
(4) 土地使用料の徴収について検討を要するもの もと鶴見サービスステーション用地の一部については、水道局資産規程第9条第1項第3号を適用し、本市建設局に自転車駐車場として昭和63年11月より継続して現在も無償で使用承認しているが、同自転車駐車場については建設局が平成19年度に指定管理者制度を導入し、一般会計に納付金が納められている現状にある。 使用料の減免については、当該土地におけ	ご指摘のとおり、当該自転車駐車場は有料であり、その管理運営について、指定管理者制度を導入し、指定管理者が維持管理経費を負担する代わりに指定管理者が自転車駐車場の運営で得た収益の一部について、一般会計にて納付を受けています。 建設局と協議し、今年度より土地使用料を徴収する事としました。 (平成22年7月27日措置済)	措置済 (22.11.9)

る収益等の実態を調査し、真にやむを得ない場合にのみ認めるべきものであるので、当該用地の土地使用料の徴収について検討されたい。			
(5) 建物総合損害共済の申込手続において注意を要するもの 建物総合損害共済の申込手続において、すでに除却している資産を建物総合損害共済の対象としているもの、建物総合損害共済の対象としている建物面積、構造が当該建物の固定資産台帳と異なっているものが見受けられたので注意されたい。 また、建物総合損害共済の対象として申し込みすべきもので、申込手続が行われていないものが見受けられたので注意されたい。	ご指摘のうち、すでに除却している資産を建物総合損害共済の対象としているもの、建物総合損害共済の対象としている建物面積、構造が当該建物の固定資産台帳と異なっているものにつきましては、固定資産台帳と損害共済申込明細の突合を行い、平成22年6月14日付で固定資産台帳と一致させ、損害共済申込明細を適正な内容に修正しました。 また、建物総合損害共済の対象として申込すべきものについても、申込手続を行いました。 (平成22年10月12日措置済)	措置済 (22.11.9)	
2 調達関係事務について (1) 精算手続について注意を要するもの 水道局作成の「請負等の契約方式及び中間出来高支払に関する基準」によれば、担当課長等は契約金額と精算金額との差額が生じたときは精算通知書を作成し、その差額が契約金額の5%を超える場合は、精算通知書に変更理由を明記して、管財調達担当課長に送付することとされている。 しかしながら、給水管撤去工事の精算手続において、契約金額と精算金額との差額が5%を超えている場合で、精算通知書に変更理由の記載のないものが見受けられたので注意されたい。	当該精算通知書に変更理由を記載するとともに、再発防止に向け、関係部署へ精算手続きについて周知確認を行いました。 (平成22年7月9日措置済)	措置済 (22.11.9)	
(2) 契約解除の事務処理手続について注意を要するもの 請負工事の履行不能に伴う契約解除事務の手続において、解除決定局内通知を行わずに清算報告を行っているものなど、適切な事務処理手順となっていないものが見受けられたので、適切な事務処理手順により手続を行うよう注意されたい。	ご指摘の内容につきましては、契約解除事務が発生した時点で、フロー図により事務処理手順を確認した上で適切な事務処理を行うよう関係部署に対して注意喚起を行いました。 (平成22年6月30日措置済)	措置済 (22.11.9)	
3 勤怠関係事務について (1) 深夜手当の処理について注意を要するもの 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例によれば、深夜手当は午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間について支給するとされている。 しかしながら、管財調達担当職員の超過勤務命令簿を抽出により確認したところ、午後10時以降の業務に対して、深夜手当が支給されていないものが見受けられたので注意されたい。	ご指摘のとおり、超過勤務命令簿の深夜勤務欄への記入が遺漏していました。この件につきましては、超過勤務時間を訂正し、支給を行いました。 なお、全所属に対しても指摘事項を周知し、注意喚起を行いました。 (平成22年7月9日措置済)	措置済 (22.11.9)	
(2) 超過勤務命令の手続について注意を要するもの 超過勤務命令簿を抽出により確認したところ、超過勤務の理由が「急を要するため」、「本日中に必要なため」と記載されているものなど、具体的な理由が不明確なものが見受けられたので、明確に記載するよう注意されたい。	ご指摘のとおり、超過勤務命令簿の業務内容等具体的な理由に不明確なものがありました。この件につきましては、超過勤務命令簿の具体的な理由を明確に記載し訂正を行いました。 なお、全所属に対しても指摘事項を周知し、注意喚起を行いました。	措置済 (22.11.9)	

	(平成22年7月9日措置済)	
(3) 管外・市内出張命令の手続について注意を要するもの 水道局就業規程によれば、職員は出張を命ぜられたときは、その日時を局長に届出し、出張先において予定を変更しようとするときは局長の承認を受けることとされている。 しかしながら、管外・市内出張命令簿を抽出により確認したところ、承認を受けずに予定を変更している事例が見受けられたので注意されたい。	ご指摘のとおり、出張時間変更における変更承認欄の記載漏れがありました。この件につきましては、出張時間の変更を記載し変更承認欄の承認を受けました。 なお、全所属に対しても指摘事項を周知し、注意喚起を行いました。 (平成22年7月9日措置済)	措置済 (22.11.9)

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：ゆとりとみどり振興局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 安全管理について (1) 施工方法について注意を要するもの 下水道管築造工事や水道管布設工事等における地盤の掘削時や、舗装工事におけるアスファルト舗装版の撤去において、現場調査や工事写真などで確認したところ、次のような事故につながる危険な施工を行っているものが見受けられた。 ア 建設工事公衆災害防止対策要綱によれば、地盤を掘削する場合において、安全かつ確実に施工できるようにするため、掘削の深さが1.5mを越える場合には、原則として、土留工^(注1)を施すものとしている。 しかしながら、掘削深さが1.5mを越えているにもかかわらず、一部において土留工を施していないものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注1) 土留工とは、掘削した土の壁が崩れるのを防ぐために行なう対策のこと。	平成22年10月28日付けで、「随時監査の指摘事項に対する措置対応について(周知)」により関係部署への通知を行うとともに、局内の工事関係職員等を対象にした研修を平成22年11月2日～平成22年11月5日に実施し、監査指摘事項等の報告を行い、安全管理の徹底及び関係法令等の遵守について監督職員等に再度周知徹底しました。 また、請負者に対しては施工計画書の確認時に、適切な施工方法や関係法令等の遵守について指導を徹底してまいります。 (平成22年11月5日措置済)	措置済 (22.11.9)
イ 土木工事標準積算基準書によれば、アスファルト舗装のとりこわし及び掘削・積込の施工において、アスファルト舗装版を小さく破碎し、バックホウ^(注2)により破碎塊をダンプトラックへ積み込むこととしている。 しかしながら、アスファルト舗装版の破碎塊を適切な大きさに小割りせずに、バックホウのバケット容量に収まりきれないほど大きい塊のままでダンプトラックに積み込んでおり、破碎塊の落下等事故につながる施工を行っているものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注2) バックホウとは、主に地面を掘削するために使用する建設機械で、ショベル(バケット)をオペレータ側向きに取り付けたもの。	平成22年10月28日付けで、「随時監査の指摘事項に対する措置対応について(周知)」により関係部署への通知を行うとともに、局内の工事関係職員等を対象にした研修を平成22年11月2日～平成22年11月5日に実施し、監査指摘事項等の報告を行い、安全管理の徹底及び関係法令等の遵守について監督職員等に再度周知徹底しました。 また、請負者に対しては施工計画書の確認時に、適切な積込方法など安全施工について指導を徹底してまいります。 (平成22年11月5日措置済)	措置済 (22.11.9)

	(3) 交通誘導員について注意を要するもの 道路交通法によれば、道路上で工事を行う際には、管轄する警察署長の許可を受けなければならない、警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができるとしており、その許可証には条件（以下「許可条件」という。）の一つとして、交通誘導員の配置等が明記されている。 また、公園工事においては、施工中の安全対策として、交通誘導員の配置や人数に関する条件を特記仕様書等に明記している。 今回監査対象局の写真管理基準においては、施工中の交通誘導員を含めた安全施設の設置状況を記録するように定めている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、交通誘導員を配置した記録写真がなく、特記仕様書等に準拠して施工されたことを確認できないものが見受けられた。 今後は、請負者への指導を徹底し、許可条件や特記仕様書等のとおりに交通誘導員を配置したことを記録写真により確認するよう注意されたい。	平成22年10月28日付けで、「随時監査の指摘事項に対する措置対応について（周知）」により関係部署への通知を行うとともに、局内の工事関係職員等を対象にした研修を平成22年11月2日～平成22年11月5日に実施し、監査指摘事項等の報告を行い、安全管理の徹底及び関係法令等の遵守について監督職員等に再度周知徹底しました。 また、請負者に対しては施工計画書の確認時に、特記仕様書や警察署の許可条件等に記載されている安全対策についても、写真管理基準に基づいて撮影するよう指導を徹底してまいります。 （平成22年11月5日措置済）	措置済 (22.11.9)
	3 舗装道路の掘削埋戻し施工について注意を要するもの 今回監査対象局の土木工事共通仕様書によれば、舗装道路の掘削埋戻し施工において、路床盛土の一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならないとしている。 また、写真管理基準では、締固め一層ごとの作業状況を記録することとしている。 しかしながら、今回監査した公園工事、舗装工事、下水管工事及び水道管工事等の舗装道路の掘削埋戻し施工において、一層ごとの施工写真を記録しておらず確実に締固めされたかどうか確認できないものが見受けられた。 掘削埋戻し施工が不十分であると道路舗装面の不陸^(注)等の原因となることから、施工過程の履行確認を確実に行うことが必要である。 今後は、締固め一層ごとの作業状況の記録写真を提出させるよう、監督職員への周知と請負者への指導を徹底するよう注意されたい。 （注）不陸とは、地面が平らでなく、凸凹がある状態のこと。	平成22年10月28日付けで、「随時監査の指摘事項に対する措置対応について（周知）」により関係部署への通知を行うとともに、局内の工事関係職員等を対象にした研修を平成22年11月2日～平成22年11月5日に実施し、監査指摘事項等の報告を行い、安全管理の徹底及び関係法令等の遵守について監督職員等に再度周知徹底しました。 また、請負者に対しては施工計画書の確認時に、適切な施工方法や写真管理基準等の遵守について指導を徹底してまいります。 （平成22年11月5日措置済）	措置済 (22.11.9)
	4 出来形管理について注意を要するもの 今回監査対象局の施工管理基準によれば、公園や道路における水道管布設工事等のために地盤を掘削する場合、管の布設深さや径により、掘削深さや掘削幅を設計図書等で定めており、請負者は、出来形管理^(注)基準等に基づき掘削深さ及び掘削幅を測定し、測定時の記録写真を提出しなければならない。 しかしながら、今回監査した工事において、地盤掘削における出来形測定時の記録写真がないために、所定の深さや幅どおりの掘削が行われたかどうか確認できないものが見受けられた。 今後は、出来形測定時の記録写真を提出することで、適正な出来形管理を行うよう注意するとともに、監督職員への周知と請負者への指	平成22年10月28日付けで、「随時監査の指摘事項に対する措置対応について（周知）」により関係部署への通知を行うとともに、局内の工事関係職員等を対象にした研修を平成22年11月2日～平成22年11月5日に実施し、監査指摘事項等の報告を行い、安全管理の徹底及び関係法令等の遵守について監督職員等に再度周知徹底しました。 また、請負者に対しては施工計画書の確認時に、適切な出来形管理や写真管理基準等の遵守について指導を徹底してまいります。 （平成22年11月5日措置済）	措置済 (22.11.9)

導を徹底されたい。

(注) 出来形とは、工事における目的物の出来上がり寸法や数量を表すもので、各工種の出来形が定められた規格値を満足しているかを確認するために、測定・管理することを出来形管理という。

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：環境局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 安全管理について (2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの 土木工事安全施工技術指針等においては、施工中の工事関係者の安全を確保するために、技術上の留意事項や必要な措置等が示されている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、次のとおり安全を確保するための適切な措置を講じていないものが見受けられた。 ア 土木工事安全施工技術指針によれば、バックホウについては、安全を確保するために必要なヘッドガード等の安全装置の装備を確認することとしている。しかしながら、ヘッドガードを装備していないバックホウを使用しているものが見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	工事現場における安全の確保と、関係法令等の遵守の徹底のため、新たに平成22年7月1日付けで、「建設機械安全施工確認マニュアル」を作成し、関係職員に周知・徹底を行いました。 (平成22年7月1日措置済)	措置済 (22. 10. 19)

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 コンクリート構造物の品質管理について注意を要するもの コンクリート標準示方書によれば、コンクリートの打込み作業において、高い場所からコンクリートを落とすと型枠や鉄筋に衝突し材料分離を起こし、コンクリート構造物の品質が低下するおそれがあるため、コンクリートの吐出口と打込み面までの高さを1.5m以下とすることとしている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、コンクリートの打込み作業において、1.5mを超える高さからコンクリートを打込んでいるものが見受けられた。 今後は、コンクリート構造物の品質を確保するために、適切な施工を行うよう注意するとともに、請負者への指導を徹底されたい。	コンクリート品質管理確保のため、小規模施工においても打設方法を施工計画書に明記させ、監督担当が確認するよう指導しました。 (平成22年7月21日措置済)	措置済 (22. 11. 25)
2 安全管理について	土留工の施工について施工計画書	措置済

(1) 施工方法について注意を要するもの 下水道管築造工事や水道管布設工事における地盤の掘削時や、舗装工事におけるアスファルト舗装版の撤去において、現場調査や工事写真などで確認したところ、次のような事故につながる危険な施工を行っているものが見受けられた。 ア 建設工事公衆災害防止対策要綱によれば、地盤を掘削する場合において、安全かつ確実に施工できるようにするため、掘削の深さが1.5mを越える場合には、原則として、土留工^(注1)を施すものとしている。 しかしながら、掘削深さが1.5mを越えているにもかかわらず、一部において土留工を施していないものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注1) 土留工とは、掘削した土の壁が崩れるのを防ぐために行なう対策のこと。	に明記させ、監督担当が確認し安全管理を徹底するよう指導しました。 (平成22年7月21日措置済)	(22. 11. 25)
(2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの 土木工事安全施工技術指針等においては、施工中の工事関係者の安全を確保するために、技術上の留意事項や必要な措置等が示されている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、次のとおり安全を確保するための適切な措置を講じていないものが見受けられた。 ア 土木工事安全施工技術指針によれば、バックホウについては、安全を確保するために必要なヘッドガード等の安全装置の装備を確認することとしている。しかしながら、ヘッドガードを装備していないバックホウを使用しているものが見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	事故防止と安全対策に努めるよう監督担当への周知徹底をしました。 また請負者に対し使用機械について「土木工事安全施工技術指針」に基づき機械の安全装置を確認するよう指導しました。 (平成22年10月14日措置済)	措置済 (22. 11. 25)
イ 土木工事安全施工技術指針によれば、道路上での作業時の服装等として、工事関係者は、保安帽、作業衣、作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用することとしている。 しかしながら、道路上での作業中に保安帽の着用、作業衣の着用、また、夜間工事において反射する安全チョッキの着用をしていない工事関係者が見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	監督職員に対し監査指摘事項である「土木工事安全施工技術指針」に基づく工事現場の安全管理についての周知・指導を図りました。請負業者に対して新規工事は、契約後請負者挨拶時と着手前における施工計画書の提出時に工事打合せ書による指示及び指導を徹底することとし、現在施工中の工事については、工事打合せ書による指示と監督職員による巡回監督時に安全管理に対する指導を行いました。 (平成22年10月14日措置済)	措置済 (22. 11. 25)
3 舗装道路の掘削埋戻し施工について注意を要するもの 今回監査対象局の土木工事共通仕様書によれば、舗装道路の掘削埋戻し施工において、路床盛土の一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締めなければならないとしている。	埋戻しにおける転圧状況写真の撮影については請負者に「出来形管理基準」による施工状況がわかる写真を撮影するよう指導しました。 (平成22年7月21日措置済)	措置済 (22. 11. 25)

また、写真管理基準では、締固め一層ごとの作業状況を記録することとしている。 しかしながら、今回監査した公園工事、舗装工事、下水管工事及び水道管工事等の舗装道路の掘削埋戻し施工において、一層ごとの施工写真を記録しておらず確実に締固めされたかどうか確認できないものが見受けられた。 掘削埋戻し施工が不十分であると道路舗装面の不陸^(注)等の原因となることから、施工過程の履行確認を確実にを行うことが必要である。 今後は、締固め一層ごとの作業状況の記録写真を提出させるよう、監督職員への周知と請負者への指導を徹底するよう注意されたい。 (注) 不陸とは、地面が平らでなく、凸凹がある状態のこと。		
---	--	--

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：交通局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 安全管理について (2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの イ 土木工事安全施工技術指針によれば、道路上での作業時の服装等として、工事関係者は、保安帽、作業衣、作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用することとしている。 しかしながら、道路上での作業中に保安帽の着用、作業衣の着用、また、夜間工事において反射する安全チョッキの着用をしていない工事関係者が見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	工事関係者の安全を確保するため、監督職員へ平成22年7月21日に監査結果及び回答の内容を周知するとともに、施工中の請負者に対し監督職員より指導を行いました。 また、監査の指摘事項等を技術研修資料としてまとめ、平成22年10月15日・20日に監督職員に対し土木に係る工事の施工管理等の研修を行ったことで、改めて内容について周知の徹底を図りました。 なお、監督職員等が行う現場巡回や安全巡視等において、請負者に対し履行確認を行っております。 (平成22年10月20日措置済)	措置済 (22. 11. 29)

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 安全管理について (2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの ウ 公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアルによれば、農薬の散布を行うときには、農薬用マスク、保護メガネ等防護装置を着用することとしている。 しかしながら、街路樹への薬剤散布時に農薬用マスク等を着用していないものが見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化	「工事関係者の安全の確保と関係法令等の遵守と安全管理について」注意をするよう、港湾局請負工事安全対策委員会に報告し、監督職員へ周知徹底を図るための勉強会を開催しました。今後、請負者に対する安全管理の指導を、一層強化します。 (平成22年8月26日措置済)	措置済 (22. 11. 1)

するよう厳に注意されたい。 (3) 交通誘導員について注意を要するもの 道路交通法によれば、道路上で工事を行う際には、管轄する警察署長の許可を受けなければならない、警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができるとしており、その許可証には条件（以下「許可条件」という。）の一つとして、交通誘導員の配置等が明記されている。 また、公園工事においては、施工中の安全対策として、交通誘導員の配置や人数に関する条件を特記仕様書等に明記している。 今回監査対象局の写真管理基準においては、施工中の交通誘導員を含めた安全施設の設置状況を記録するように定めている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、交通誘導員を配置した記録写真がなく、特記仕様書等に準拠して施工されたことを確認できないものが見受けられた。 今後は、請負者への指導を徹底し、許可条件や特記仕様書等のとおりに交通誘導員を配置したことを記録写真により確認するよう注意されたい。	「交通誘導員の配置と人員が確認できないものについて」。 改善指導するよう、港湾局請負工事安全対策委員会に報告し、監督職員へ周知徹底を図るため勉強会を開催しました。今後、請負者に対する指導を、一層強化します。 (平成22年8月26日措置済)	措置済 (22. 11. 1)
---	--	----------------------------

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：水道局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 コンクリート構造物の品質管理について注意を要するもの コンクリート標準示方書によれば、コンクリートの打込み作業において、高い場所からコンクリートを落とすと型枠や鉄筋に衝突し材料分離を起こし、コンクリート構造物の品質が低下するおそれがあるため、コンクリートの吐出口と打込み面までの高さを1.5m以下とすることとしている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、コンクリートの打込み作業において、1.5mを超える高さからコンクリートを打込んでいるものが見受けられた。 今後は、コンクリート構造物の品質を確保するために、適切な施工を行うよう注意するとともに、請負者への指導を徹底されたい。	本件につきましては、現場巡視の際に不適切な施工状況があれば、請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の品質確保のために現場巡視マニュアル（平成22年7月21日付）を作成し、関係所属を対象に、現場巡視時における請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催（平成22年7月、8月、9月、10月）し、周知しております。 (平成22年10月22日措置済)	措置済 (22. 11. 2)
2 安全管理について (1) 施工方法について注意を要するもの 下水道管築造工事や水道管布設工事における地盤の掘削時や、舗装工事におけるアスファルト舗装版の撤去において、現場調査や工事写真などで確認したところ、次のような事故につながる危険な施工を行っているものが見受けられた。 ア 建設工事公衆災害防止対策要綱によれば、地盤を掘削する場合において、安全かつ確実に施工できるようにするため、掘削の深さが1.5mを越える場合には、原	本件につきましては、現場巡視の際に不適切な施工状況があれば、請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の安全管理のために現場巡視マニュアル（平成22年7月21日付）を作成し、関係所属を対象に、現場巡視時における請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催（平成22年7月、8月、9月、10月）し、周知しております。	措置済 (22. 11. 2)

則として、土留工^(注1)を施すものとしている。 しかしながら、掘削深さが1.5mを越えているにもかかわらず、一部において土留工を施していないものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注1) 土留工とは、掘削した土の壁が崩れるのを防ぐために行なう対策のこと。	(平成22年10月22日措置済)	
イ 土木工事標準積算基準書によれば、アスファルト舗装のとりこわし及び掘削・積込の施工において、アスファルト舗装版を小さく破碎し、バックホウ^(注2)により破碎塊をダンプトラックへ積み込むこととしている。 しかしながら、アスファルト舗装版の破碎塊を適切な大きさに小割りせずに、バックホウのバケット容量に収まりきれないほど大きい塊のままでダンプトラックに積み込んでおり、破碎塊の落下等事故につながる施工を行っているものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注2) バックホウとは、主に地面を掘削するために使用する建設機械で、ショベル(バケット)をオペレータ側向きに取り付けたものの。	本件につきましては、現場巡視の際に不適切な施工状況があれば、請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の安全管理のために現場巡視マニュアル(平成22年7月21日付)を作成し、関係所属を対象に、現場巡視時における請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催(平成22年7月、8月、9月、10月)し、周知しております。 (平成22年10月22日措置済)	措置済 (22.11.2)
(2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの 土木工事安全施工技術指針等においては、施工中の工事関係者の安全を確保するために、技術上の留意事項や必要な措置等が示されている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、次のとおり安全を確保するための適切な措置を講じていないものが見受けられた。 ア 土木工事安全施工技術指針によれば、バックホウについては、安全を確保するために必要なヘッドガード等の安全装置の装備を確認することとしている。しかしながら、ヘッドガードを装備していないバックホウを使用しているものが見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	本件につきましては、現場巡視の際に不適切な施工状況があれば、請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の安全管理のために現場巡視マニュアル(平成22年7月21日付)を作成し、関係所属を対象に、現場巡視時における請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催(平成22年7月、8月、9月、10月)し、周知しております。 (平成22年10月22日措置済)	措置済 (22.11.2)
イ 土木工事安全施工技術指針によれば、道路上での作業時の服装等として、工事関係者は、保安帽、作業衣、作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用することとしている。 しかしながら、道路上での作業中に保安帽の着用、作業衣の着用、また、夜間工事において反射する安全チョッキの着用をしていない工事関係者が見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への	本件につきましては、現場巡視の際に不適切な施工状況があれば、請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の安全管理のために現場巡視マニュアル(平成22年7月21日付)を作成し、関係所属を対象に、現場巡視時における請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催(平成22年7月、8月、9月、10月)し、周知しております。	措置済 (22.11.2)

周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	す。 (平成22年10月22日措置済)	
3 舗装道路の掘削埋戻し施工について注意を要するもの 今回監査対象局の土木工事共通仕様書によれば、舗装道路の掘削埋戻し施工において、路床盛土の一層の仕上り厚を20 c m以下とし、各層ごとに締固めなければならないとしている。また、写真管理基準では、締固め一層ごとの作業状況を記録することとしている。 しかしながら、今回監査した公園工事、舗装工事、下水管工事及び水道管工事等の舗装道路の掘削埋戻し施工において、一層ごとの施工写真を記録しておらず確実に締固めされたかどうか確認できないものが見受けられた。 掘削埋戻し施工が不十分であると道路舗装面の不陸^(注)等の原因となることから、施工過程の履行確認を確実に行うことが必要である。 今後は、締固め一層ごとの作業状況の記録写真を提出させるよう、監督職員への周知と請負者への指導を徹底するよう注意されたい。 (注) 不陸とは、地面が平らでなく、凸凹がある状態のこと。	本件につきましては、土木工事共通仕様書に定める出来形測定時の記録写真の撮影および提出に不備があれば請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の施工管理のために現場巡視マニュアル（平成22年7月21日付）を作成し、関係所属を対象に、請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催（平成22年7月、8月、9月、10月）し、周知しております。 (平成22年10月22日措置済)	措置済 (22. 11. 2)
4 出来形管理について注意を要するもの 今回監査対象局の施工管理基準によれば、公園や道路における水道管布設工事等のために地盤を掘削する場合、管の布設深さや径により、掘削深さや掘削幅を設計図書等で定めており、請負者は、出来形管理^(注)基準等に基づき掘削深さ及び掘削幅を測定し、測定時の記録写真等を提出しなければならない。 しかしながら、今回監査した工事において、地盤掘削における出来形測定時の記録写真がないために、所定の深さや幅どおりの掘削が行われたかどうか確認できないものが見受けられた。 今後は、出来形測定時の記録写真を提出させることで、適正な出来形管理を行うよう注意するとともに、監督職員への周知と請負者への指導を徹底されたい。 (注) 出来形とは、工事における目的物の出来上がり寸法や数量を表すもので、各工種の出来形が定められた規格値を満足しているかを確認するために、測定・管理することを出来形管理という。	本件につきましては、土木工事共通仕様書に定める出来形測定時の記録写真の撮影および提出に不備があれば請負者へ改善指示を行い指導するよう改善しております。 また、工事現場の施工管理のために現場巡視マニュアル（平成22年7月21日付）を作成し、関係所属を対象に、請負者への指導・チェックポイントに伴う勉強会を開催（平成22年7月、8月、9月、10月）し、周知しております。 (平成22年10月22日措置済)	措置済 (22. 11. 2)

報告監22の第28号

監査の対象：平成21年度随時監査等 土木に係る工事の施工管理等について

所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 安全管理について (1) 施工方法について注意を要するもの イ 土木工事標準積算基準書によれば、アスファルト舗装のとりこわし及び掘削・積込の施工において、アスファルト舗装版を小さく破碎し、バックホウ^(注2)により破碎塊をダンプトラックへ積み込むこととしてい	アスファルト舗装版の破碎塊の積み込み作業においては、国土交通省土木工事標準積算基準書並びに建設工事に伴う騒音振動対策技術指針で定められている積み込み方法の遵守について、施工計画書の確認時に請負者への指導を徹底するよう周知を	措置済 (22. 11. 9)

る。 しかしながら、アスファルト舗装版の破砕塊を適切な大きさに小割りせずに、バックホウのバケット容量に収まりきれないほど大きい塊のままでダンプトラックに積み込んでおり、破砕塊の落下等事故につながる施工を行っているものが見受けられた。 今後は、関係法令等の遵守と安全管理の徹底について、監督職員への周知と請負者への指導の強化に努めるよう注意されたい。 (注2) バックホウとは、主に地面を掘削するために使用する建設機械で、ショベル(バケット)をオペレータ側向きに取り付けたものの。	行いました。 (平成22年9月9日措置済)	
(2) 工事関係者の安全の確保について注意を要するもの 土木工事安全施工技術指針等においては、施工中の工事関係者の安全を確保するために、技術上の留意事項や必要な措置等が示されている。 しかしながら、工事の記録写真を確認したところ、次のとおり安全を確保するための適切な措置を講じていないものが見受けられた。 ア 土木工事安全施工技術指針によれば、バックホウについては、安全を確保するために必要なヘッドガード等の安全装置の装備を確認することとしている。しかしながら、ヘッドガードを装備していないバックホウを使用しているものが見受けられた。 今後は、安全を確保するために、関係法令等の遵守と安全管理について、監督職員への周知の徹底と請負者への指導をより一層強化するよう厳に注意されたい。	建設機械を現場に搬入する際には、土木工事安全施工技術指針で定められている安全装置の装備確認の遵守について、施工計画書の確認時に請負者への指導を徹底するよう周知を行いました。 (平成22年9月9日措置済)	措置済 (22.11.9)
3 舗装道路の掘削埋戻し施工について注意を要するもの 今回監査対象局の土木工事共通仕様書によれば、舗装道路の掘削埋戻し施工において、路床盛土の一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならないとしている。また、写真管理基準では、締固め一層ごとの作業状況を記録することとしている。 しかしながら、今回監査した公園工事、舗装工事、下水管工事及び水道管工事等の舗装道路の掘削埋戻し施工において、一層ごとの施工写真を記録しておらず確実に締固めされたかどうか確認できないものが見受けられた。 掘削埋戻し施工が不十分であると道路舗装面の不陸^(注)等の原因となることから、施工過程の履行確認を確実に行うことが必要である。 今後は、締固め一層ごとの作業状況の記録写真を提出させるよう、監督職員への周知と請負者への指導を徹底するよう注意されたい。 (注) 不陸とは、地面が平らでなく、凸凹がある状態のこと。	掘削埋戻し施工における路床の締固め作業については、土木工事施工管理基準で定められている各層ごとの締固めが確認できる写真を撮影するよう、請負者への指導の徹底について周知を行いました。 (平成22年9月9日措置済)	措置済 (22.11.9)

報告監22の第29号

監査の対象：平成21年度随時監査等 自動車運送事業及び高速鉄道事業における固定資産の管理、運用状況 所管局：交通局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 規定の整備を要するもの 会計規程によれば、固定資産は定めた科目に従って区分することとされているが、自動車運送事業で使用している科目のうち、構築物が科目として定められていなかった。 また、会計規程において、取替資産の種類が規定されているが、取替資産として会計処理を行っているもののうち、取替資産として定められていないものが見受けられたので、規定の整備を行われない。	会計規程を改正し、科目として構築物の追加を行い、また、取替資産の種類を整備を行いました。 (平成22年11月1日措置済)	措置済 (22.12.3)
2 固定資産台帳の整理において注意を要するもの 会計規程によれば、各担当課長は、資産の取得、異動、増減等の状況を明記した固定資産台帳を備えて整理しなければならない。また、固定資産は、資産の性質に応じた数量を明記しなければならないとされている。 しかしながら、固定資産台帳において、取得年月の記載を誤っているもの、数量が記載されていないもの、耐用年数の適用を誤っているものなどが見受けられた。固定資産台帳は、固定資産の管理を行ううえで基本となる台帳であるので、正確に記載するよう注意されたい。	平成22年度期首の固定資産台帳において、 ・取得年月の記載を誤っているもの ・数量が記載されていないもの ・耐用年数の適用を誤っているもの について、修正を行いました。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22.12.3)
3 固定資産台帳と資産備品調査報告書との照合を徹底する要のあるもの 会計規程によれば、分任物品出納員は、毎年度末に物品の現在高をとりまとめ物品出納員に報告しなければならないとされており、交通局では、年度末に資産備品調査報告書により資産備品の状況が報告されている。 しかしながら、固定資産台帳と資産備品調査報告書の内容を抽出により照合したところ、すでに除却されている資産備品が資産備品調査報告書に記載され、そのまま報告されているものや、資産備品調査報告書に記載されている資産備品の点数、金額が固定資産台帳と合致しないものが見受けられた。 正確な資産備品の状況が固定資産台帳に反映されるよう、固定資産台帳と資産備品調査報告書の内容が異なる場合は、速やかに調査し、適切な措置を行われない。	資産備品調査報告書について、記載誤りや設計監督費分当金を含んだ金額で記載していないものなどによりまして、固定資産台帳と数量、金額に差異が生じていたため、資産備品調査報告書の修正を行いました。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22.12.3)
4 固定資産の除却処理を行う要のあるもの 会計規程によれば、固定資産を喪失したときは、その都度その割合に応じて当該固定資産の帳簿原価を減額することとされている。 しかしながら、すでに現存しないものや、長期間使用実績がなく今後も使用する予定のないものが固定資産台帳に残ったままとなっており、除却処理が行われていないものが見受けられた。 固定資産の現況を正確に把握し、除却処理が必要なものについては、適時に除却処理を行われない。	すでに現存しないものや、長期間使用実績がなく今後も使用する予定のないものについては、平成21年度末に除却処理を行いました。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22.12.3)

5 不動産の減価償却について注意を要するもの 資産規程及び会計規程によれば、建物は取得年月に応じて毎年度定額法、もしくは定率法により減価償却を行うこととされている。 しかしながら、高速鉄道事業の普通不動産となっている建物について、減価償却が行われていないものが見受けられたので注意されたい。	通常、普通不動産については、事業に供しないことから減価償却を行いません。 しかしながら、有効利用を目的とした建物については、減価償却費を計上することとしております。 有効利用を目的とした建物のうち減価償却費を計上していなかった建物について、平成21年度より減価償却を行い費用化を図りました。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22.12.3)
6 固定資産の現況把握、管理について注意を要するもの 会計規程及び資産規程によれば、固定資産である土地の取得、喪失及び異動の整理の事務並びに普通不動産の管理は管財担当課長が所管することとされている。高速鉄道事業会計に属する清水西用地は、事業の用に供していない普通不動産として管財担当課長が所管している。 しかしながら、今回の監査で実地調査を行ったところ、当該用地には乗務所及び地下鉄出入口施設が存在しており、本来、当初から事業用不動産として管理すべきものであることが確認できた。 また、管財担当課長が把握している当該用地の面積も図面と一致しておらず、適正な管理が行われていない状況が継続していたので、必要に応じて土地の現況を確認するなど、適正な資産管理を行うよう注意されたい。	清水西用地については、普通不動産として管理していたところ、平成21年度末に隣接する出入口用地と一体化させ、事業用不動産へ改めました。あわせて、当該不動産全体を示した図面についても現況を正確に表すよう適正化を図りました。 今後は、土地・建物の引継ぎの際には建物・構築物の設置状況等、現地の状況と図面等の書類の記載内容に齟齬が生じないように、事業主管担当と共に現地で確認を行い正確な資産の現況把握及び管理に努めてまいります。 (平成22年3月31日措置済)	措置済 (22.12.3)
7 資産備品の保管換えの手續を要するもの 会計規程によれば、分任物品出納員である各課長は、備品の取得、喪失及び異動があったときは、すみやかに物品出納員である調達担当課長に報告しなければならないとされている。 しかしながら、総務担当から調達担当に異動している資産備品について、長期間、保管換えの手續が行われていないものが見受けられたので注意されたい。	ご指摘の資産備品につきましては、平成22年3月19日に総務担当から調達担当へ保管換えを行いました。 (平成22年3月19日措置済)	措置済 (22.12.3)
8 建設仮勘定に計上されている工事費等について注意を要するもの 会計規程によれば、各担当課長は、建設改良工事で工事勘定及び建設仮勘定に整理したものについては、当該工事が完成し、かつ、その工事費の精算を完了したとき又は当該工事にかかる営業が開始したときは、その都度本勘定へ振り替えなければならないとされている。 しかしながら、建設仮勘定に計上されている工事費等について、計上した時期からすでに5年以上経過しているものを抽出し、調査したところ、すでに工事が完了しているにもかかわらず本勘定への振替が行われていなかったもの、工事の計画廃止に伴って除却処理を行う必要があったものなどが見受けられた。 建設仮勘定に計上されている工事費等の具体的内容を正確に把握し、現況を正確に反映した計上となるよう注意されたい。	建設仮勘定に計上されている工事費等について、本勘定への振替が行われていなかったもの、除却処理を行う必要があったものにつきましては、平成21年度末に適正に処理を行いました。 (平成22年3月31日措置済)	一部措置済 (22.12.3)

報告監22の第30号

監査の対象：平成21年度出資団体監査 地方独立行政法人 大阪市立工業研究
所 所管局：経済局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 決算事務について (1) 前払費用の計上を要するもの 本法人は、会計等のソフトを年間保守契約しており、メンテナンス等の保守料金を平成20年度の委託料として一括計上している。 しかしながら、当該保守契約の期間には平成21年度分を含んでいるので、平成21年度分の保守料金については前払費用として計上されたい。	一定の契約に基づき継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して当年度に前もって支払う経費については、前払費用として、適切に計上していることを確認しております。 (平成22年6月28日措置済)	措置済 (22.11.9)
(2) 未払費用の計上を要するもの 本法人は、本市から研究開発事業に係る資金措置として平成20年7月2日から平成21年7月2日までの期間で貸付を受けているが、当該貸付の支払利息を平成21年度分として一括計上している。 しかしながら、平成20年7月2日から平成21年3月31日までの期間に係る支払利息については平成20年度分であるので、平成20年度の未払費用として計上されたい。	継続的な取引から生じる債務の当期分未払額については、未払費用として、適切に計上していることを確認しております。 (平成22年6月28日措置済)	措置済 (22.11.9)
2 会計伝票について注意を要するもの 本法人の会計規程によれば、一切の取引は、適切な名称を付した勘定科目により表示し、資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引は、会計伝票を作成し、会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録することとされている。 しかしながら、出金伝票については勘定科目の記載欄が設けられていなかった。また、異なる日付の出金伝票を数件まとめて総勘定元帳に計上しているため、出金伝票と総勘定元帳との対応関係が明瞭でないものが見受けられた。さらに振替伝票及び入金伝票については決裁を経ずにコンピューターでのみ処理されていた。 会計伝票については、同会計規程に基づき、適切に処理されたい。	会計伝票の作成にあたっては、勘定科目の表示を行うとともに、決裁手続きを経て適切に事務処理を行っていることを確認しております。また、総勘定元帳に記載された伝票番号を会計伝票にも記載し、それぞれの対応関係を明確にするなど、適切に事務処理を行っていることを確認しております。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)
3 経費の支払について注意を要するもの 本法人の会計及び出納事務取扱要綱によれば、支払は、法令及び法人の諸規程並びに契約に定める場合を除き、法人が債権者から正当な請求を受けた日の翌々月の10日（10日が休日の場合はその翌日）までに支払うこととされている。 しかしながら、債権者より支払請求があった日から3か月以上経って当該経費を支出しているものが多数見受けられたので注意されたい。 また、契約書で支払期限が定められているものや、請求書に支払期限が記載されているものについて、支払期限後に支払われているものが見受けられたので注意されたい。	支払いについては、会計及び出納事務取扱要綱に基づき、定められた支払期限に遅延することのないよう、チェック体制を強化し、適切な事務を行っていることを確認しております。 (平成22年10月14日措置済)	措置済 (22.11.9)
4 固定資産にかかる会計処理について注意を要するもの (1) 固定資産として計上すべきもの 本法人の固定資産管理規程によれば、固定	平成21年度決算において、固定資産台帳に掲載するとともに、貸借対照表に適切に計上していることを確認しております。	措置済 (22.11.9)

資産の範囲は、1個又は1組の取得原価が50万円以上の資産で、取得日から1年以上使用が予定されているものとされている。 しかしながら、機器（スーパーキセノンウェザーメーター）据付けに伴う電源配電盤設備工事（契約金額619,500円）について、保守修繕費として会計処理していた。 また、同規程によれば、取得原価が10万円以上50万円未満で1年以上使用が予定されているものは小額資産とし、固定資産に準じた取扱いをすることとされている。 しかしながら、取得原価が10万円以上のもの、本体（取得原価10万円以上）は資産計上されているが一体として使用する付属品が資産計上されていないもの、本体及び本体と一体として使用する付属品の取得原価合計が10万円以上のものについて、消耗品費として会計経理しているものが見受けられた。 これらについては、同規程に基づき固定資産として計上するよう注意されたい。	また、上記のほか、固定資産の取得に伴う工事や本体の付属品等についても、固定資産管理規程に基づいて適切に資産区分し、会計処理を行っていることを確認しております。 （平成22年6月28日措置済）	
5 リース資産の会計処理について注意を要するもの 民間企業に適用される企業会計基準の改正により、平成20年度からリース取引に関する会計基準が導入されたところであり、地方独立行政法人会計基準についてもリース資産の会計処理が定められている。 しかしながら、本法人のリース取引については、リース会計を適用せず、すべて費用として会計処理しているが、リース資産として会計処理をすべきものが見受けられたので、適切な会計処理を行うよう注意されたい。	地方独立行政法人会計基準に基づき、「ファイナンス・リース取引」として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要があるものについては、リース資産として適切な会計処理を行っていることを確認しております。 （平成22年6月28日措置済）	措置済 (22.11.9)
6 本市から承継した消耗品について注意を要するもの 本法人は、平成20年度より地方独立行政法人への移行に伴い本市から10万円未満の機械装置等の消耗品を承継している。 当該消耗品の承継額を示す総勘定元帳の合計額と、承継額の算出に用いた資産明細台帳の期首帳簿価額合計額とが異なっていたので注意されたい。	承継消耗品の総勘定元帳と資産明細台帳の相違については、振替伝票の作成が不十分であったことから生じたものであるため、振替伝票の作成にあたっては名称、金額等を正確に記入し、総勘定元帳等に記載することを徹底し、適切な会計処理が行われていることを確認しております。 （平成22年4月1日措置済）	措置済 (22.11.9)
7 物品管理について注意を要するもの 本市から引き継いだ受贈財産リストに記載されている物品について、現物の存在を確認したところ、物品は存在するが受贈財産リストに記載されていないもの、受贈財産リストに記載されているが、地方独立行政法人移行前に廃棄されているものや所在が不明となっているものが見受けられた。本市から譲与された物品について、早急に現物確認を行い、適切な措置を講じられたい。	大阪市から譲与された備品等について現物と受贈財産リストの照合を行ったことを確認しております。 （平成22年10月12日措置済）	一部措置済 (22.11.9)
8 契約事務について (1) 賃料の徴収を要するもの 本法人は、建物内に清涼飲料水自動販売機2台及び煙草用自動販売機1台を設置しており、地方独立行政法人移行前は、当該設置業者に行政財産の目的外使用を許可し使用料を徴収していたが、地方独立行政法人に移行した平成20年度以降は、当該設置業者と賃貸	既に煙草用自動販売機及び清涼飲料水自動販売機の設置者と契約を締結し、平成20年度以降の賃料について、請求したことを確認しております。 （平成22年9月17日措置済）	一部措置済 (22.11.9)

借契約を締結しておらず、賃料を徴収して いなかったため、早急に賃貸借契約を締結し賃 料を徴収されたい。		
(2) 契約手続き書類に不備のあるもの 本法人敷地内の樹木の剪定・刈込・薬剤散 布を行う樹木維持管理業務委託について、実 施及び所要経費の支出の決裁に添付されてい る仕様書と積算表とを照合したところ、剪定 対象本数、薬剤散布対象本数及び刈込対象面 積が異なっていたので注意されたい。	契約手続きについて、計算誤り等 のないよう十分注意して事務処理を 行っていることを確認しております (平成22年7月23日措置済)	措置済 (22.11.9)
(3) 業者決定方法について注意を要するもの 本法人の契約規程によれば、財産の買入 れについては、予定価格が1,600,000円 以内の場合、随意契約によることができ るとされている。 しかしながら、指令研究、受託研究用MIT 耐折度試験機買入について、予定価格が 1,648,500円であるにもかかわらず、随意契 約により業者を決定していたので注意されたい。	随意契約については、地方独立行 政法人大阪市立工業研究所契約規程 に定められた1,600,000円以内の 基準を遵守し、適切に事務を行って いることを確認しております。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)
9 科学研究費補助金にかかる物品の寄附手続き がなされていないもの 本法人の科学研究費補助金にかかる運用ル ールによれば、研究者は、直接経費により購入し た設備、備品又は図書について、検収後直ちに 寄附申出書により研究所に寄附しなければなら ないとされている。 しかしながら、科学研究費補助金にかかる物 品の寄附手続きがなされていなかったため注意 されたい。	科学研究費補助金にかかる運用ル ールに基づき、寄附手続きを行って いることを確認しております。 (平成22年7月26日措置済)	措置済 (22.11.9)
10 資金運用について改善を要するもの 本法人の普通預金口座には、平成20年度を 通じ支払(予定)に対して十分な資金残高が見 受けられた。資金の状況等を分析し、定期預金 など効率的な資金運用を行われたい。	平成22年度上半期末の資金残高と 今後の資金状況について分析を行っ た結果、運用するだけの資金が確保 できないため、現在のところ運用を 行っておりません。運用できる資金 が確保できた場合には、リスク等を 勘案しながら効率的な資金運用を行 うとの報告を受けております。 (平成22年9月30日措置済)	措置済 (22.11.9)
11 貸付金について注意を要するもの 【本法人及び経済局に対して】 本法人は、国等からの外部資金を財源として 研究開発事業を実施しているが、外部資金は多 くの場合精算払いのため、事業年度の翌年度の 4月から5月に交付される。交付を受けるまで は、本法人で研究に必要な物品等の調達をしな ければならないが、自己資金に余裕がないた め、つなぎ資金として本市から平成20年及び 平成21年にそれぞれ8千万円の貸付を受けて いる。 しかしながら、資金の状況を見ると、貸付金 を受けなくとも研究開発事業を実施できる状況 にあり、貸付を受ける必要性が乏しいと考えら れる。 経済局においては、本法人の資金状況を十分 調査した上、貸付を行うよう注意されたい。	工業研究所の運営状況を勘案した 結果、平成22年度において、貸付金 の見直しを行いました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.11.9)

(監査・人事制度事務総括局 監査部 一般会計監査担当)

大阪市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月7日

大阪市監査委員 木 下 吉 信

同 高 橋 諄 司

同 高 橋 敏 朗

同 高 瀬 桂 子

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 平松 邦夫

教育委員会委員長 佐藤 友美子

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

報告監16の第20号

監査の対象：平成15年度定期監査等 住宅局管理部所管事務

所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
4 市営住宅における駐車対策について検討を要するもの 公営住宅法上駐車場が共同施設として位置付けられる以前から、市営住宅における駐車場の整備については、昭和50年度に整備率（台数／戸数）を20%と設定し、その後「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」に準じて改定され、平成6年度以降建設された住宅については整備率を50%としている。 駐車場の整備及び契約の状況をみると、整備率が低い住宅敷地内に入居者が任意に駐車スペースを確保しているものや、整備率が高いにもかかわらず契約率が低いものが見受けられた。 各住宅の需要状況等を調査の上駐車対策について検討されたい。	①整備率の低い住宅 1 団地において、近隣駐車場への誘導により自治会設置駐車場を解消しました。 （平成22年9月3日措置済）	一部措置済 (22.10.8)
5 不法占拠の解消に努める要のあるもの 住宅事業用地において長期間不法占拠されているものが見受けられた。法的措置を講じるなど早期に不法占拠の解消に努められたい。	西九条住宅用地の不法占拠については、行方不明になっていた居住者と接触し、交渉を続けた結果、不法占拠をしている事実を確認するとともに占有建物から退去する旨の確認書を徴収しました。その後、居住者の立退き、建物の解体・撤去が完了し、土地の明渡しを受けました。 瑞光住宅用地の不法占拠については、建物の解体・撤去が完了し、土地の明渡しを受けました。 （平成22年9月10日措置済）	一部措置済 (22.10.8)

報告監17の第25号

監査の対象：平成16年度定期監査等 下水道事業会計不動産管理関係事務（構築物を除く。）
所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 未利用地について有効活用を図る要のあるもの 下水道事業会計で所有する未利用地で一定規模以上のものについては財産運用委員会ですでに活用方針が決定されているが、この中には現在も空地となっているものや他局が暫定利用している状況が長期化しているものなどが見受けられた。今後、決定した活用方針に沿って早期に管理替え等の措置を講じられたい。また、財産運用委員会で処分予定地となっている未利用地について、未だ売却が行われていないものが見受けられるので下水道事業会計に資するよう売却に努力されたい。	処分予定地3箇所の内、西淀川下水道センター跡地（904.19㎡）及び湊町材料置場用地（349.65㎡）について、いずれも平成22年7月13日付けで、一般競争入札により売却を行いました。 (平成22年7月13日措置済)	一部措置済 (22.10.22)

報告監18の第6号

監査の対象：平成17年度定期監査等 計画調整局企画調整部及び開発企画部所管事務
所管局：計画調整局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 契約方法の改善について検討を要するもの 地域経済分析基礎調査の業務委託において産業連関表を作成しているが、作表にあたっては初年度に大阪市内の事業所を対象に商品入出荷先地域調査を行い、その後各種統計調査の結果を基にしながら5年間の推計作業のうえ完成に至っている。継続した調査等が必要なことから、6年間同一業者と契約しているが、今回平成17年表を作成するにあたり契約の初年度であるにもかかわらず、引き続き前回業者と特名随意契約としていたので、公平性及び経済性の観点から競争入札を行うなど契約方法の改善について検討されたい。	産業連関表は、産業部門間の生産活動の実態を数値化したもので、産業間取引や相互依存関係を明らかにします。推計作業は、市を単位とする統計データが少ないので既存データから補完するなど、蓄積されたノウハウと高度の専門性が要請されます。また、企画・設計からデータ収集・推計・分析に至る概ね6年の工程は、一連の連続した作業であり、途中で業者を変更することは、これまでの推計作業との連続性が失われるだけでなく、改めて推計作業の企画・設計が必要になるなど経済合理性にも反します。 従いまして、現在作成中の平成17年表につきましては、引き続き現受託業者と契約を行うことが適当と考えますが、新たな表作成においては、公平性・経済性の観点から、これまでの特名随意契約ではなく、競争入札を行うこととなりました。 (平成22年10月5日措置済)	措置済 (22.10.18)

報告監18の第25号

監査の対象：平成17年度定期監査等 港湾局所管普通財産管理事務（港営事業会計分を除く。）
所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 未収金の回収等に努める要のあるもの 土地賃貸料について、平成17年12月31日現在の状況をみると、過年度分で未収とな	過年度分の未収金について、鋭意回収に努め、平成22年4月から平成22年7月末までの間に約11,105千	一部措置済 (22.10.8)

っているもの200,774,669円、平成17年度分で納期限を過ぎ未収となっているもの295,283,617円が見受けられた。連帯保証人への督促も含めた回収マニュアルの作成を検討するなど、引き続き収入の確保に努めるとともに、とりわけ、過年度分にかかる未収が多額となっているので、法的措置も含め、その対応策を早急に検討されたい。また、支払期限までに納付されなかった賃料に対し、財産条例や市有地賃貸借契約書において定められた延滞損害金を徴収していなかった。原則的に徴収に努めるとともに、減免を行う場合にあっては減免基準を定めるなど、その改善を図られたい。	円を回収しております。 (平成22年7月31日措置済)	
2 公有財産台帳を整備する要のあるもの 公有財産台帳の副本のうち、土地台帳において、本市所有地でありながら台帳に登録されていないもの、既に道路等の公共の用に供されているにもかかわらず普通財産のままとなっているもの、もと道路用地について、賃貸しているにもかかわらず行政財産のままとなっているものなどが見受けられた。また、建物台帳において、寄付を受けた建物が台帳に登録されていないものなどが見受けられた。 公有財産台帳の整備を行うため、所管財産を正確に把握のうえ、速やかに財政局契約総長へ通知されたい。	「もと道路用地について、賃貸しているにもかかわらず行政財産になっているもの」について、残る「もと臨港道路」は、当該の廃止道路区域を確定するために周辺の測量を実施し、用途廃止して普通財産への変更手続きが完了しております。 また、人工地盤の底地になっているもののうち、海遊館が存在する街区につきましては、測量を実施し、各用途の所管部署に引継を行い、行政財産への変更手続きが完了しております。 (平成22年9月28日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監18の第30号

監査の対象：平成17年度定期監査等 教育委員会事務局総務部所管学校園関係
事務（不動産管理事務を除く。） 所管局：教育委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
4 大阪市高等学校等奨学金について見直しを検討すべきもの 大阪市高等学校等奨学金は、同和対策事業として、大阪市高等学校等奨学金貸与条例に基づき、経済的な理由により高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学金を貸与することにより、その進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図り、同和問題の解決に資することを目的として、平成13年度入学者まで貸付を実施してきた。 本奨学金の返還については、同条例により、「貸与者の世帯が生活困難であるため返還が著しく困難であると認められるとき」に免除できると定めている。一方、大阪市高等学校等奨学金貸与事業実施取扱要領を廃止する要領では、同条例の「生活困難」の運用として、「(3)前2号の所得を超える場合であっても、奨学金の貸与を受けた者が、幅広く社会に貢献しうる者であって、また、地域の教育・文化・福祉水準の向上に貢献しうる有為な者と認められるとき」と定めている。また大阪市高等学校等奨学金貸与事業実施取扱要領では、5年に1度は貸与者の申請を受け、返還免除を行うこととされている。(償還期間20年) しかしながら奨学金の免除方法について監査	高等学校等奨学金貸与事業実施取扱要領を廃止する要領において返還免除とされてきた貸与者にかかる債権処理につきまして、平成22年5月に、返還債務の免除及び返還期限の特例措置を講ずることを定めた返還債務の取扱いに関する条例を制定しました。 また、併せて、平成22年9月には、返還免除の基準とすべき所得について、現行の国制度の取扱いに即して旧条例の一部を改正し、規定整備を実施しました。 (平成22年9月21日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

したところ、卒業時点で貸与者の免除申請により状況確認を行い、一旦免除者として決定すれば、その後貸与者の状況把握や再度の免除の手続を行うことなく、毎年度債権の減額を行っているのが実情であった。また上記（３）の免除の審査にあたって、所得等が免除の要件となっているか書類上明らかになっていなかった。

また事務処理について監査したところ、免除申請書類の不備が多く見受けられ、免除にあたっての決裁も適正になされていなかった。さらに個人別の未収金額・免除金額を整理した個人別貸付台帳がなく、返還を求めている者に対して未収金の督促が行われていないなど、適切な債権管理がなされているとはいえない状況であった。

教育委員会の説明では、昭和31年度に奨学金給付制度が創設され、昭和62年度に貸付制度に移行したが、平成13年度までは「有為な者」に対する償還補助制度があり、実質的な負担がなかったことから、平成14年度以降も上記（３）の項目を定めて返還免除を行ってきたものであり、実際に貸与者に対し一旦「有為な者」と認定されればその後の返還は不要との説明を貸付時に行っていることから、今後改めて返還を求めるのは困難とのことであった。

しかしながら貸付金である以上、適切な債権管理に努めることが原則であり、その上で、これまでの経過や制度としての継続性、本奨学金の果たしてきた役割を総合的に勘案のうえ、教育委員会において今後貸与者に返還を求めることが事実上不可能と判断されるものについては、適切な手続により、回収不能として一括処理の措置を講じる等、抜本的な方策を検討されたい。

報告監19の第13号

監査の対象：平成18年度随時監査等 貸付金等に係る事務（Ⅰ個人向貸付金、
Ⅱ個人向貸付金に関する意見） 所管局：こども青少年局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 債権回収等について (2) 効果的な債権回収事務の方法を検討すべきもの 貸付金の回収事務として、債務者や保証人への督促状や催告状の送付、電話や面談による事情聴取など効果的な納付交渉を行うことが求められる。 福祉目的の個人向貸付金は、資力に乏しい者を対象とする貸付であるため、償還期間がある程度長期化する場合があるのはやむを得ない面もあるが、ほとんどの貸付金において、約定償還期限から相当期間経過しているにもかかわらず、元利償還を全く行っていない滞納者等が存在しており、平成18年3月末日時点の滞納者等に対し、平成18年10月1日時点で過去6か月以内の接触状況を調査したところ、接触がない貸付金が相当数見受けられた。なかには、同	平成22年8月より民間事業者の一部債権の回収業務を委託するとともに、今後とも各区との連携をより一層強化しながら収入未済の解消に取り組んでまいります。 (平成22年8月1日措置済)	措置済 (22.10.8)

和更生生業資金貸付（基金）（健康福祉局5）、母子・寡婦福祉貸付金（健康福祉局8）、高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付（基金）（健康福祉局9）など未接触が多数、長期に及ぶものもあった。滞納者等と接触しないまま一定期間が経過すると、再び償還を促すことは困難になるので、滞納者等に対しては、可能な限り早期未納の段階で接触し、滞納額の累積による納付意欲の喪失を招かないよう、状況により分納誓約させるなど、効果的な回収事務に努められたい。

なお、債権の保全、回収、整理といった一連の債権管理は、短期間でも事務を怠ると、後の管理が困難になるにもかかわらず、債権管理事務の内容が担当者に任せられている面が多い実情にある。貸付人数、滞納者数とその現況、貸付残高等を勘案し、より効率的、効果的な債権管理の手順を構築し遵守するとともに、手順のマニュアル化を図るなど、事務の方法を検討されたい。

報告監19の第13号

監査の対象：平成18年度随時監査等 貸付金等に係る事務（Ⅰ個人向貸付金、
Ⅱ個人向貸付金に関する意見）

所管局：教育委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
Ⅰ 個人向貸付金 1 規定を整備し適正な償還免除手続を行う要のあるもの 貸付金等の償還免除は債権放棄にあたるため、法令及び条例上に免除根拠規定がない限り、地方自治法第96条による債権放棄の議会議決を経る必要がある。大阪市国民年金保険料追納資金貸付（健康福祉局11）及び同和地区人材育成特別修学資金（健康福祉局14）については、免除根拠を条例ではなく要綱で規定していた。 また、大学奨学金（健康福祉局6）及び高等学校等奨学金（教育委員会事務局19）については、要領において有為な人材と認められる者を償還免除要件と定めているが、この要件については条例の免除規定には定められていない。 （高等学校等奨学金の指摘については、報告監18の第30号平成17年度定期監査等結果報告において詳細に記載している。） さらに、同和地区人材育成特別修学資金（健康福祉局14）については免除の決裁手続を経ないまま免除を行っていた。大学奨学金（健康福祉局6）及び高等学校等奨学金（教育委員会事務局19）については、一部免除決裁がなされていなかった。 免除規定を整備し、適正な償還免除手続を行われたい。	高等学校等奨学金貸与事業実施取扱要領を廃止する要領において返還免除とされてきた貸与者にかかる債権処理につきまして、平成22年5月に、返還債務の免除及び返還期限の特例措置を講ずることを定めた返還債務の取扱いに関する条例を制定しました。 また、併せて、平成22年9月には、返還免除の基準とすべき所得について、現行の国制度の取扱いに即して旧条例の一部を改正し、規定整備を実施しました。 （平成22年9月21日措置済）	一部措置済 (22.10.8)

報告監19の第13号

監査の対象：平成18年度随時監査等 貸付金等に係る事務（Ⅲ法人向貸付金、
Ⅳ法人向貸付金に関する意見） 所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
エ 大阪都市計画道路事業大阪駅前第2号線、大阪駅前第3号線、大阪駅前第4号線、大阪駅前第5号線の整備にかかる資金貸付金（建設局164） 大阪ダイヤモンド地下街の公共地下歩道事業資金に係る貸付金として、大阪市街地開発株式会社に対し貸し付けたものである。当時、地下街と同時にオープンする予定であったJR東西線の開業遅延に伴い、一時的に実施したテナントに対する入店保証金の延納やテナント賃料の減額措置の影響及び経済状況の変化により、オープン時から収支状況が当初見込みより低迷していた。貸付団体の要望により平成16年8月24日に契約変更され、平成16年度から平成19年度までの償還金額は8億3,906万円と定められた一方、平成20年度以降の残債56億4,974万円の償還については、別途協議とされた。貸付団体は平成13年度以降累積黒字団体であり、外郭団体等評価委員会から「市の借入金返済計画を明らかにし、本来の約定に戻すなど返済を実行すること」とされている。	大阪市街地開発株式会社に対する貸付金の償還について、平成20・21年度は当初の約定である年額4億3258万円の償還を受けました。 平成22年度以降の償還については、別途必要となっている地下街の大規模改修費用について協議を行った結果、本市負担の圧縮を図るため改修費用の大部分を会社に負担させる一方で、償還期間を平成50年度まで延長して残債を均等償還することといたしました。これを受けて具体的な償還計画を策定し、平成22年8月の変更契約に明記いたしました。（平成22年8月27日措置済）	措置済 (22.10.22)

報告監19の第21号

監査の対象：平成18年度定期監査等 住宅局企画部所管事務

所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 未利用地等の処分、活用に努める要のあるもの 企画部が所管する用地のうち、住宅事業用地等として取得したものの当初事業計画の長期化等により、長期間空地管理されているものや他用途に暫定使用されているものが多数見受けられた。 全市的には未利用地について、平成18年3月に「資産流動化プロジェクト用地チーム」を設置し、852件約255万㎡の情報を一元化し9月に公表するとともに、10月に設置された外部有識者による「大阪市土地流動化委員会」において審議・検討の結果、活用方針案や、処分検討地、継続保有地、事業予定地の分類案を示した「土地流動化に関する意見」の提出を受け、平成19年6月に「大阪市未利用地活用方針（以下「活用方針」という。）」を決定し公表されたところである。以降、各所管局において順次取組を進め、特に処分検討地については、売却の目標年限を3段階（早期・中期・長期）に設定のうえ、今後10年間で少なくとも1,000億円以上を下回らないよう可能な限り売却を行うこととされたところである。	処分検討地のうち1件(425㎡)につきまして売却処分済です。 (平成22年6月21日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

活用方針における企画部所管の未利用地103件の分類については、処分検討地22件8,966㎡、継続保有地10件25,613㎡、事業予定地で71件90,157㎡となっている。

今後、未利用地の解消に向けた取組を進めるにあたっては、活用方針から除外された100㎡未満の用地5件300㎡や、事業が完了していない日本橋地区住環境整備事業用地3件8,730㎡なども含め、継続的な未利用地等の処分、活用を積極的に図るよう努められたい。

報告監20の第5号

監査の対象：平成19年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査 財団法人
大阪市文化財協会 所管局：ゆとりとみどり振興局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 発掘調査事業において、改善を要するもの (1) 早期に調査報告書を完成させ、関係経費並びに特定資産取崩収入の確定を行う要のあるもの 文化財協会が受託した埋蔵文化財の発掘調査業務で、調査結果の概要を記した書面は提出したものの、詳細な報告書が未完成となっているものが平成18年度末で63件あった。報告書が未完成となっているのは、主として市内で建設事業が盛んであったいわゆるバブル期に発掘調査を受託したものであるが、すでに相当年数が経過しているため、早期に調査結果に関する報告書を完成されたい。 また、報告書を作成するための費用はすでに発掘調査の委託者から受け取っており、報告書を完成させるまでの間、当該資金を他の資金と区別するため、基本的に貸借対照表の特定事業引当特定資産に計上し、報告書が完成した時点で作成に要した経費と同額を特定資産取崩収入に振り替えている。特定事業引当特定資産の計上額は平成18年度末で1億円余りとなっているが、実質的には後述する固定資産の購入のために使用した約4億円も当該資産に含まれると考えられるので、報告書を早期に完成させ、特定事業引当特定資産から取崩収入に振り替える総額についても早期に確定されたい。 なお、報告書がすべて完成し、作成経費全額と同額を取崩収入に振り替えた後に、特定事業引当特定資産に相当程度の残額が発生することも十分予想される。発掘調査の委託者からは必要な経費をすでに徴し精算を完了しているため、特定事業引当特定資産に残額が発生した場合の処理方法についても早急に検討を進められたい。	詳細な報告書が未完成になっていた63件のうち、約34件については刊行済みです。 (平成22年9月30日措置済)	一部措置済 (22.10.22)
3 企画観覧券に係る取扱いについて改善を要するもの(歴史博物館・自然史博物館) (所管局に対して) 当該観覧券を用いて歴史博物館と自然史博物館を観覧する場合、観覧料は団体料金を適用しているが、そのことを明文化したものは存在し	当該観覧券による常設展観覧料の減額については、指定管理者との基本協定書において明確にいたしました。 (平成22年4月1日措置済)	措置済 (22.10.22)

ないので、根拠を明確にされたい。

また、実行委員会の収支精算に伴い各館へ配分された剰余金について、歴史博物館と自然史博物館ではその処理方法が異なっているので、所管局として取扱いを統一されたい。

報告監20の第7号

監査の対象：平成19年度定期監査等 健康福祉局政令等特別会計における収入

未済関係事務

所管局：健康福祉局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 債権管理について (1) 適切な債権管理に努める要のあるもの 滞納者の住所等が一部把握できていないものや債権管理書類等において現在の滞納額が一部把握できていないものが見受けられた。また、平成12年度以降、分納誓約等により2年で時効消滅していない滞納額について、個別の滞納者及び滞納額の把握ができていないものが見受けられた。 住所確認を行うなど滞納者の現況を把握し、適切な債権管理に努められたい。 なお、今回監査の対象である収入未済のほとんどにおいては、延滞金または延滞損害金の調定を行わず、実質的に免除となっていたので、少なくとも資力がありながら納付に応じない滞納者に対しては、延滞金等を請求し、減免が必要な場合は、減免申請書を徴するよう改められたい。 滞納者の住所等が一部把握できていないもの 心身障害者扶養共済事業会計 心身障害者扶養共済納付金(脱退者分)、心身障害者扶養共済過払金 滞納額が一部把握できていないもの 心身障害者扶養共済事業会計 心身障害者扶養共済納付金 滞納者及び滞納額の把握ができていないもの 介護保険事業会計 介護保険料(分納誓約等分) 延滞金または延滞損害金の調定を行わず、免除となっていたもの 国民健康保険事業会計 国民健康保険料、国民健康保険給付費不正・不当利得返還金、第三者行為求償金、出産費資金貸付金返還金 介護保険事業会計 介護保険料、介護保険料誤還付収入金 心身障害者扶養共済事業会計 心身障害者扶養共済納付金、心身障害者扶養共済過払金	延滞金または延滞損害金の調定を行わず、免除となっていたもの 心身障害者扶養共済事業会計 心身障害者扶養共済納付金、心身障害者扶養共済過払金 延滞損害金に関して、減免の取り扱いについて健康福祉局内で統一した要綱の整備が図られたところであり、それに基づき本制度においても適否等について、適切に処理してまいります。 (平成20年12月1日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監20の第13号

監査の対象：平成19年度財政援助団体監査 大阪市民生委員児童委員連盟

所管局：健康福祉局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 資金管理について改善を要するもの 大阪市緊急援護資金貸付制度は、大阪市民（以下「市民」という。）が、災害、傷病等により著しく生活困窮に陥り、かつ、他の制度によっては早急な資金調達が困難な場合に、緊急に必要な生活資金を貸し付け、もって、その世帯の援護に資することを目的とするものである。 連盟が当該制度を実施するにあたり、その資金として本市から連盟に貸し付けた緊急援護資金貸付金は、市民に緊急援護資金の貸付け及び償還等の事務を行う区支部に連盟から所要額が配賦され、区支部は当該資金を管理している。 当該資金に係る出納簿及び預金口座等について、一つの預金口座で他の資金とともに当該資金を管理しているもの、出納簿に現金残額と預金残額との内訳を記帳していないもの、当該資金に係る出納の一部を出納簿に記帳していないもの、当該資金の運用（貸付け及び償還）状況に比し配賦された資金額が過大であるもの、預金口座が本市職員名義であるものなどが見受けられた。 連盟で管理方法を詳細に定めて区支部に周知するなど資金管理について改善されたい。	資金管理の適正化を図るため、民生委員児童委員連盟において、健康福祉局も構成メンバーとした検討を行い、出納簿と通帳のコピー（コピーが原本と相違ないことの確認を含む）を民児連本部へ提出することにより正しく記入されているかの確認をさせることといたしました。 また、資金額については、各区支部において資金が過大にならないよう各区支部の判断により、年間の貸付額・償還額を考慮し、資金配布依頼及び資金返還するよう民児連本部より通知しました。 （平成22年9月30日措置済）	措置済 (22.10.9)

報告監20の第19号

監査の対象：平成19年度定期監査等 ゆとりとみどり振興局公園管理事務

所管局：ゆとりとみどり振興局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 収入事務について改善を要するもの (2) 施設使用料の取扱事務について見直しを要するもの 口座振替を基本としている「みおつくしスポーツネット」（以下「みおネット」という。）を利用せずに申し込まれたスポーツ施設の使用料について、降雨等で未使用となった場合は、各公園事務所窓口で現金により還付している。 この還付金については、各公園事務所が管理する有料施設数や利用者数を考慮して算出された保有設定額を、毎月当初に資金前渡し、毎月末に残額を精算戻入しているが、平成19年度の還付実績等からすると設定額が高額であるのでは正されたい。 また、出納簿がなく適切な現金管理がなされていないので注意されたい。 さらに、公金管理の安全性や窓口事務の簡素化、また、公園事務所へ出向く利用者の利便性の観点から、みおネットに登載された施設の使用申込みについては、すべて、口座振替を前提とし、それ以外の施設についても、公園事務所窓口で現金を取り扱わない方法を検討されたい。（表は省略）	有料施設の使用料の徴収につきましては、公金管理の安全性などを考慮し、できるだけ公園事務所窓口で現金を取り扱わない方法に改善いたしました。 まず、みおネット登載施設の使用については、登録者は口座振替が前提であることから、未登録者の方には、利用登録案内の配付に努めるとともに、みおネット未登録者及び公園事務所窓口で現金を取り扱っていた茶室につきましては、原則、納入通知書による払い込みに変更いたしました。 しかし、当日の利用申し込みなど、やむを得ず現金を取り扱う場合がありますので、その際は、公金安全保管マニュアル等に基づき、公金管理の安全性が確保できるよう適正な処理に努めます。 （平成22年10月8日措置済）	一部措置済 (22.10.22)

報告監21の第8号

監査の対象：平成20年度出資団体監査 株式会社 大阪港トランスポートシ
テム 所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
6 大阪港咲洲トンネルの管理業務において改善を要するもの (1) 貯蔵品の管理について改善を要するもの 本法人は、大阪港咲洲トンネルの指定管理者の業務として通行回数券の製作・販売を行っている。製作した通行回数券は貯蔵品として管理しているが、現物検査を実施したところ、在庫管理をしている受払表の残数と保管している通行回数券の数量が符合しなかった。符合していない原因を究明し、所要の措置を講じるとともに、金券としての性質を持つ通行回数券の保管を実質的に一人で行っていたので、複数の者によるチェックが行える管理体制に改められたい。 なお、年度末に貯蔵品の棚卸しを実施しているものの、実施記録が残されていないので、棚卸しの実施方法を定め、棚卸しの記録を保存されたい。	平成21年5月31日をもって、指定管理の解除により、本法人はトンネル管理業務を終了しております。 通行回数券所在不明の原因については、本法人が代理人を通じて刑事告訴を行っていたところ、平成22年5月17日に元所長が業務上横領の容疑者として逮捕、同年6月7日に起訴されました。所在不明の回数券を含め、今後、事実の解明がなされるものと考えております。 (平成22年6月7日措置済)	措置済 (22.10.8)
8 本法人の事務所の賃貸借契約における敷金の取扱いについて改善を要するもの 本法人が入居するWTCビルの賃貸借契約(原契約)では、敷金、賃料等について基本的な条件を定めているものの、貸主である株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング(以下、「WTC社」という。)との間で覚書を取り交わし、敷金及び賃料の額を別途定めている。 これは、多額の敷金を負担することで、原契約の敷金と実際に負担している敷金の差額の運用益に見合う額を賃料から減額する(変形賃料)というものである。 原契約以上に負担している敷金については、平成18年度以降、毎年、返還が行われており、平成19年度末において預託している敷金は4億7,900万円余りとなっているが、原契約の敷金の額(82,605,120円)とは、未だ大きな開きがある。さらに、現在、賃料の減額算定に用いられている敷金差額の運用益は、平成18年当時の日本郵政公社の3年定期預金の金利(0.06%)で計算されており、本法人にとっては不利な条件と言える。早期に改善を求めるようWTC社と協議を行うとともに、WTC社の経営状況を見極め、会計上の手当てが必要であれば所要の措置を講じられたい。 【港湾局に対して】 WTC社に対する本法人の多額の敷金が預託されている一方で、それだけ資金力のある本法人に対して本市の貸付金の償還を猶予していることは整合性を欠くと考えられる。 加えて、本法人及びWTC社は、いずれも港湾局の監理団体であり、両者間で覚書が取り交わされているとはいうものの、一方の法人に不利益な多額の資金取引が本市監理団体間で長期間継続されていることは問題であり、所管局としての指導監督が不十分であると言わざるを得ない。	【OTS】 WTC社との賃貸借契約は、平成22年5月31日をもって合意解約し、権利変更後敷金額につきましては同年6月30日に返還されました。 (平成22年6月30日措置済) 【港湾局】 株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング(WTC社)につきましては、平成21年3月26日、大阪地方裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理されました(同裁判所平成21年(ミ)第1号)。 これにより、同裁判所は、同日、保全管理命令を発し、保全管理人として中井康之弁護士(大阪弁護士会所属)を選任し、同月31日には、同裁判所より、更生手続開始の決定が出され、同弁護士が更生管財人に選任されました。このことにより、更生管財人のもと手続きが進められ、同年12月25日に更生計画案が同裁判所へ提出され、平成22年3月29日の関係人集会を経て、同日付で裁判所により認可決定されました。 また、更生計画に基づく権利変更後敷金額につきましては、WTC社からOTS社へ同年6月30日に返還されました。 (平成22年6月30日措置済)	措置済 (22.10.8)

今後、所管局として、早期に改善されるよう
強力に指導されたい。

報告監21の第11号

監査の対象：平成20年度定期監査等 危機管理室、選挙管理委員会事務局及び
監査・人事制度事務総括局所管事務

所管局：危機管理室

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 備蓄倉庫及び備蓄物資の管理等について (1) 備蓄倉庫の適正な維持管理を要するもの 危機管理室においては、地域防災計画に基づき、数量や場所を定め、食糧や飲料水及び生活関連物資等の備蓄を行っている。また、震災時の輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、分散備蓄体制が整備されている。 しかしながら、地区備蓄拠点、区備蓄拠点（区役所）及び地域備蓄拠点（学校等収容避難所）の備蓄倉庫の管理状況について抽出により調査を行った結果、倉庫内の物資の配置状況が確認できる物資配置図等が備えられていないものや物資保管棚に物資表示プレートはあるものの、そのとおりの配置となっていないもの、また、同一物資が同一箇所に配置されてないものや、倉庫に備蓄されている物資が倒壊しているものや倒壊のおそれのあるものが見受けられた。 また、震災発生時に必要となる物資の搬出順位や消費期限経過による入れ替えの必要性などを考慮した配置基準が設けられていなかった。 備蓄倉庫は、震災発生時、必要な物資を需要に応じて柔軟に供給するため設置されているものであるため、早急に備蓄倉庫及び備蓄物資の整理を行い、適正な維持管理を行われない。 なお、6（1）で後述する応急救助活動における「救援物資の給貸与」により、各区備蓄拠点の毛布及び日用品セットが相当数消費されているので、適宜補充を行われない。 （危機管理室）	倉庫内の物資の配置図を作成し、また、物資表示プレートについても適正に設置しました。 今後とも適正な維持管理に努めてまいります。 （平成22年6月23日措置済）	措置済 (22.10.8)

報告監21の第22号

監査の対象：平成20年度定期監査等 市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務（総務担当、区民企画担当、総合企画担当、地域振興担当、市民協働担当及び住民情報担当を中心に）

所管局：生野区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
7 市職員のみで構成される協議会に対する交付金支出について見直しを要するもの	市民局の指導の下、協議会の規約を改正し、交付金支出によらない団	措置済 (22.10.8)

外国人登録に関する事務処理の改善を図るとともに、関係法令及び実例等の研究、参考資料の収集並びに会員相互の連携を緊密にすることによって、外国人登録等事務の適正かつ円滑なる運営に資することを目的とし、「大阪市外国人登録事務協議会」が組織されており、生野区住民情報担当を事務局として24区役所及び市民局職員を構成員として運営されている。 本協議会については、本市とは別個の任意団体であり、本市からの交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施している。 しかしながら、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことや幹事会（本市職員で構成）での飲み物代として交付金を使用されている事例が見受けられたことから、交付金支出について見直されたい。（生野区）	体運営を行うこととしました。（平成22年8月5日措置済）	
---	-------------------------------------	--

報告監21の第22号

監査の対象：平成20年度定期監査等 市民局市民部区政支援担当、区政改革担当、地域振興担当、市民活動担当、住民情報担当、施設整備担当、住民運動支援・調整担当、安全まちづくり担当及び定額給付金担当所管事務並びに区役所所管事務（総務担当、区民企画担当、総合企画担当、地域振興担当、市民協働担当及び住民情報担当を中心に）

所管局：市民局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
3 補助金について (4) 補助金額及び補助率について見直しを要するもの 財政局作成の「補助金等のあり方に関するガイドライン」によれば、補助対象経費や補助金額、補助率の妥当性かつ明確性が求められており、とりわけ、イベント・大会等事業補助については、公益性や、他団体との公平性の観点にたち、基本的には廃止も視野に個別に検証を行うこととされているが、「大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会開催事業補助金」については、平成15年度の補助金交付開始以降、補助金額がほぼ定額で、補助率も100%となっていることもあり、現在の大会の実施内容の精査や独自収入の確保及び大阪市地域振興会等からの負担の確保等により大会収支の改善を図るなど、補助金額及び補助率について見直しを図られたい。（地域振興担当） ・平成20年度補助金額 8,232,000円	補助金額・補助率については、厳しい財政状況のおりから、自主財源の確保に努めるなど、団体と協議を進めており、平成22年度については、要綱を改正し補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分するなどの見直しを図った。 平成22年度予算 4,964,000円 決算 4,006,875円 (平成22年7月9日措置済)	措置済 (22.10.8)
4 市職員のみで構成される協議会に対する交付金支出について見直しを要するもの 戸籍・住民基本台帳に関する事務処理の改善を図るとともに、関係法令及び実例等の研究、参考資料の収集並びに会員相互の連携を緊密にすることによって、戸籍事務及び住民基本台帳事務の適正かつ円滑なる運営に資す	大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会につきましては、当該団体の会則等を見直すとともに団体事務の簡素化を図り、平成22年度からは交付金によらず事務局を所管する区役所が直接執行することにより経費を支出し、事務の運営を行うこととしまし	措置済 (22.10.8)

ることを目的とし、「大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会」が組織されており、各区の住民情報担当を隔年ごとに事務局として24区役所及び市民局職員を構成員として運営されている。 本協議会については、本市とは別個の任意団体として位置づけられ、市民局から事務局区に対し予算配分される交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施しているが、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことから交付金支出について見直されたい。 また、外国人登録等事務の適正かつ円滑なる運営に資することを目的とし、「大阪市外国人登録事務協議会」が組織されており、生野区住民情報担当を事務局として24区役所及び市民局職員を構成員として運営され、生野区独自予算から支出される交付金に基づく団体会計（公金外現金）からの経費支出により、幹事会及び研修会等を実施しているが、上記同様、本市職員のみを構成員とする団体であり、団体会計とする意義に乏しいことから、交付金の支出について見直しを指導されたい。（住民情報担当）	た。 会則については、平成22年度の総会において変更済みです。（平成22年8月10日措置済）	
--	--	--

報告監21の第26号

監査の対象：平成20年度定期監査等 建設局下水道事業会計契約関係事務

所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
4 その他について (1) 小口現金の取扱いについて改善を要するもの 総務部経理担当、東部下水道管理事務所及び南部下水道管理事務所において、平成20年4月から平成21年1月までの小口現金の使用実績が設定金額に比して低調であった。使用実績を踏まえた設定金額に改められたい。 また、南部下水道管理事務所では、小口現金のうち90,462円（平成21年2月26日現在）を現金で保管していた。使用実績に比して多額であることから改められたい。	小口現金については、準公営企業財務規則第34条で「緊急処理を必要とする支払金」とあり、入札等契約で購入し在庫可能なものは在庫することで対応するなどし、真にやむをえない事情に限り小口現金を使用してきたところであります。在庫の適正化などの課題があり再検討した結果、平成21年4月より入札等契約で計画的に購入できるものを除き、早急に対応しないと市民生活に支障が出る場合等については小口現金を使用可能とし、運用状況について精査を行ってきたところ、平成21年度につきましても使用実績が設定金額に比して低調であったため、適正な公金管理の観点から、平成22年7月1日より小口現金設定額の変更を行い、設定金額変更に伴う差額については、納付いたしました。（平成22年7月1日措置済）	措置済 (22.10.22)

報告監21の第29号

監査の対象：平成20年度随時監査等 技術監査対象部門における会計管理関係
事務 所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
6 契約事務について注意、改善を要するもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務の成果物を特定するとともに、成果物に要求する性能や仕様等を明らかにする必要があるとされているが、計画調整局においては、「特殊建築物等定期報告業務委託」について、成果物の納期及び場所を指定してはいるものの、成果物として何を提出するのか明記していなかったため、具体的に明記されたい。なお、精算書の経費内訳のうち、諸経費の根拠を「直接人件費×1.0」、技術料の根拠を「(直接人件費+諸経費)×0.2以内」と記載していたが、必要経費を明確にした詳細な精算書を提出させるよう改められたい。 また、都市整備局においては、「営繕積算システム等整備業務」委託について、平成19年度の精算報告書を徴していなかったため、注意するとともに、委託料の中に、国、都道府県、政令市等で構成する委員会等運営経費の本市負担分が含まれていることから、分担金として支出すべきと思われるので、国や他都市の状況を調査したうえで、必要に応じて改められたい。 さらに、港湾局においては、小額物品購入契約について、納品書から見る限り履行遅延となっているにもかかわらず期限内に履行されたものとして検査確認を行っているもの、平成19年度に納品された物品の契約手続を20年度に行っているもの、契約前に納品が行われているもの、業者に求めた見積書の内容が、実際の購入数量と異なっているもの及び納品書に納品日の記載がないものなどが見受けられたので、注意されたい。 (計画調整局、都市整備局、港湾局)	平成22年度から本市負担分について分担金として支出いたしました。 (平成22年8月27日措置済)	措置済 (22.10.8)

報告監21の第30号

監査の対象：平成20年度出資団体監査 公立大学法人大阪市立大学

所管局：総務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 契約事務について (2) 特名随意契約理由について注意を要するもの ア 継続業務の特名随意契約理由について注意を要するもの 医学部附属病院におけるゴミ処理業務委託の特名随意契約理由について、施設の特異性を熟知し経験が豊富である旨などにより、契約規程に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとしているが、委託業者を特名する理由とし	ご指摘のありました「ゴミ処理業務委託」につきましては、業務内容等を精査した結果、平成22年7月より「感染性医療廃棄物院内滅菌処理業務委託」として、入札により業者決定を行ったことを確認しております。 (平成22年7月1日措置済)	措置済 (22.10.8)

て不十分であるので注意されたい。

報告監21の第34号

監査の対象：平成21年度定期監査等 環境局所管の土木及び建築に係る工事等の
 の施行状況及び施設の維持管理状況 所管局：環境局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
4 維持管理について (2) 維持管理について注意を要するもの 平成18年度定期監査等において、施設の適正な維持管理に努めるよう求めていたにもかかわらず、次のような適切でない事例が見受けられた。速やかに必要な措置を講ずるとともに、再発防止のために定期的に点検を実施するなど、良好な施設の維持管理を行うよう注意されたい。 ア 環境事業センターについて 城北環境事業センター、西南環境事業センター、東部環境事業センターの屋上において、雑草が生えていたり、排水ドレンが詰まっていたりする状況が見受けられた。 イ 瓜破霊園及び斎場について (ア) 霊園管理事務所付属棟の屋根に錆が進行している状況が見受けられた。 また、霊園管理事務所前トイレの屋根のトップライトに穴が空いている状況が見受けられた。 (イ) 霊園外周の北側から南側にかけて設置されているネットフェンスに穴が空いている状況が見受けられた。 (ウ) 斎場前の連絡通路の鉄骨柱等の塗装にチョーキング現象が現れ、錆びる兆候が見受けられた。 ウ 舞洲工場について (ア) 屋上装飾部材の樹脂板の固定ビスが緩んでいる状況が見受けられた。 (イ) 屋上の塔屋の鉄骨梁に施されている耐火被覆材の剥離や鉄骨床・梁に錆が発生している状況が見受けられた。	ウ 舞洲工場について (イ) 焼却炉が一定期間停止する定期整備時に補修を実施しました。 (平成22年7月26日措置済)	一部措置済 (22.10.19)

報告監22の第2号

監査の対象：平成21年度定期監査等 建設局下水道河川部及び4下水道管理事務所所管の建築、電気及び機械並びに下水道河川部及び管理部所管の情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況
 所管局：建設局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 業務量の把握について (1) 見積書について精査を要するもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、「積算根拠が妥当で合理的なものかを確認」、「履行状況について報告書を徴し、業務量の把握を行い、契約金額の算定において参考にする」としている。 「平野下水処理場汚泥焼却施設運転管理業	実績工数を加味した見積書の精査は今年度発注分から実施しています。 (平成22年8月26日措置済)	措置済 (22.10.22)

務委託」ほか4件については、見積りを積算根拠としているが、見積書の内部清掃費及び炉内点検・測定費などの作業工数について実績と比較して見積金額の妥当性を検証していなかった。

今後は、適切に業務の履行状況について報告書を徴し業務量の把握を行うことにより、次年度以降の契約金額の算定において参考とするよう見積書について精査されたい。

報告監22の第4号

監査の対象：平成21年度出資団体監査 財団法人 大阪市環境保健協会

所管局：健康福祉局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 財務諸表の様式について改善を要するもの 公益法人会計基準では、財産目録は、すべての資産及び負債について詳細に表示することとなっているが、平成20年度決算における財産目録については、詳細に表示されたものとなっていないので、公益法人会計基準を満たした財産目録を作成するよう改められたい。	ご指摘の内容を踏まえ、平成21年度決算において、公益法人会計基準を満たした財産目録を作成したとの報告を受けております。 (平成22年5月27日措置済)	措置済 (22.10.8)

報告監22の第7号

監査の対象：平成21年度定期監査等 ゆとりとみどり振興局博物館群所管事務

所管局：ゆとりとみどり振興局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
3 収入事務について (4) 観覧料の減免について注意を要するもの 美術館をはじめとする各館の友の会会員（大阪城天守閣を除く。）や美術研究所研究生に対する常設展・特別展等の観覧料、「ミュージアムぐるっとパス・関西」購入者に対する常設展観覧料等の減免については、減免要綱および指定管理者との基本協定書等において明確にいたしました。 (平成22年4月措置済)	各館の友の会会員（大阪城天守閣を除く。）や美術研究所研究生に対する常設展・特別展等の観覧料、「ミュージアムぐるっとパス・関西」購入者に対する常設展観覧料等の減免については、減免要綱および指定管理者との基本協定書等において明確にいたしました。 (平成22年4月措置済)	措置済 (22.10.22)
6 財産管理について (4) 物品の管理について注意を要するもの 会計規則によれば、物品会計については、帳簿を備えその出納を記録し、備品には備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。 しかしながら、美術館の館蔵品以外の備品については、平成7年度に実施した定期監査において指摘をしたにもかかわらず、今回も備品台帳が整備されておらず、備品整理票も貼付されていなかった。 科学館では、事務室内の備品について台帳は整備されているが備品整理票が貼付されていないため、本市と指定管理者の備品の判別がつかない状況であった。 また、近代美術館建設準備室では、心斎橋展示室に保管されている販売用図録及び絵葉	指定管理者制度導入済みの5館の備品管理（館蔵品を含む）につきましては、各施設の備品台帳を局当該担当に備えるようにいたしました。 (平成22年9月30日措置済)	措置済 (22.10.22)

書等の出納簿が整備されておらず、さらに、指定管理者に管理運営を代行させている大阪城天守閣、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館、科学館における備品（館蔵品を含む。）については、指定管理者はデータ等を保有していたが、施設を所管する博物館群運営企画担当には備品台帳が備えられていなかった。

物品の管理については、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう注意されたい。

報告監22の第8号

監査の対象：平成21年度定期監査等 環境局所管事務（産業廃棄物処理対策、埋火葬事業及び財産管理（環境保全部所管分は除く）関係事務）

所管局：環境局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 財産管理について (2) 債権管理について注意を要するもの 未収債権管理事務取扱規則によれば、未収債権を管理するにあたっては、管理簿を備えるとともに、未収債権が発生したときは、遅滞なく未収債権管理簿に債務者の住所等を記載し又は記録しなければならないとされている。 しかしながら、霊園管理料の未収債権について、住所等の当初の届出からの異動内容が把握されていないものが見受けられたので、注意されたい。	転居先が不明の場合など、連絡が取れない債務者については、戸籍等の照会を行い、住所等の異動内容を調査しました。 それでも債務者の所在の把握が困難なものについては、霊地にプレート掲示して、墓参者に管理事務所へ連絡するように求めるなど、その把握に努めています。 今後も、適宜債務者の異動内容の調査を行うとともに、滞納が続く債務者に対して霊地の返還を促し、使用料返還金と相殺を行うなどし、未収金の解消に努めてまいります。 (平成22年9月30日措置済)	措置済 (22.10.29)

報告監22の第9号

監査の対象：平成21年度定期監査等 区役所等所管事務（総務担当及び区民企画担当を中心に）

所管局：浪速区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
6 財産管理について (3) 管理上の手続に改善を要するもの 各区役所には公務用の自転車置き場があるが、財政局市税事務所の自転車を使用承認を受けることなく置かれていた。 また、区民センター等の各区附設会館に、各区コミュニティ協会事務所が置かれているが、使用許可手続が行われていないので改善されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区)	財政局（なんば市税事務所）と協議し、自転車の撤去を行いました。 (平成22年8月23日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監22の第9号

監査の対象：平成21年度定期監査等 区役所等所管事務（総務担当及び区民企画担当を中心に）

所管局：淀川区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 契約事務について (4) 随意契約について注意を要するもの 地方自治体が行う契約は入札で行うことが原則であり、随意契約は地方自治法等の規定によって認められた場合にのみ行うことができる。 しかしながら、浪速区においては「生涯学習ルーム事業」ほか4件については、特名理由書はあるものの、随意契約によることとした根拠規定が契約決議に記載されていなかった。 また、10万円以下の工事以外の請負契約及び物品購入についての少額随意契約においては、今回監査を行った4区すべてにおいて、納期の指定のないものや契約番号のないものなどが見受けられたほか、契約決議が未決となっているものがあり、阿倍野区においては、支出科目を誤って記載していた。 特に、淀川区と東住吉区においては、少額随意契約での消耗品の購入において、契約前に納品がなされているものが見受けられたので、適正な契約事務の執行を行うよう注意されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区))	物品の購入事務においては、適正な契約事務を行うため、総務担当において、所属分を一括して事務を行う体制整備をおこないました。 (平成22年6月1日措置済)	措置済 (22.10.8)
6 財産管理について (1) 備品管理について注意、改善を要するもの 会計規則によれば、備品については、帳簿を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。 しかしながら、今回監査を行った4区すべてにおいて、備品整理票の貼付のないもの、淀川区及び東住吉区においては、使用簿が作成されていないため備品そのものを確認できないものなどが見受けられた。 また、東住吉区においては、指定管理施設内で、施設管理業務年度協定書に記載のない備品を指定管理者に管理させていたため、備品管理については、会計規則等に基づき管理を徹底するよう注意、改善されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区)	帳簿に記載のある備品そのものが確認できないとの指摘ですが、新庁舎への移転の際、新庁舎において使用予定のない物品を旧庁舎に残したものの、既に廃棄していたものと判明いたしました。全物品において保管場所について調査し、備品台帳の整理等の事務処理を適切におこないました。 (平成22年9月30日措置済)	措置済 (22.10.8)
(3) 管理上の手続に改善を要するもの 各区役所には公務用の自転車置き場があるが、財政局市税事務所の自転車使用承認を受けることなく置かれていた。 また、区民センター等の各区附設会館に、各区コミュニティ協会事務所が置かれているが、使用許可手続が行われていないので改善されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区)	市税事務所の自転車の区役所での保管に係る使用承認につきましては、使用承認の手続きをおこないました。 (平成22年8月1日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監22の第9号

監査の対象：平成21年度定期監査等 区役所等所管事務（総務担当及び区民企画担当を中心に）

所管局：阿倍野区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
6 財産管理について (3) 管理上の手続に改善を要するもの 各区役所には公務用の自転車置き場があるが、財政局市税事務所の自転車が使用承認を受けることなく置かれていた。 また、区民センター等の各区附設会館に、各区コミュニティ協会事務所が置かれているが、使用許可手続が行われていないので改善されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区)	市税事務所の自転車の区役所での保管については、使用承認を行いました。 (平成22年3月8日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監22の第9号

監査の対象：平成21年度定期監査等 区役所等所管事務（総務担当及び区民企画担当を中心に） 所管局：東住吉区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
6 財産管理について (3) 管理上の手続に改善を要するもの 各区役所には公務用の自転車置き場があるが、財政局市税事務所の自転車が使用承認を受けることなく置かれていた。 また、区民センター等の各区附設会館に、各区コミュニティ協会事務所が置かれているが、使用許可手続が行われていないので改善されたい。 (浪速区、淀川区、阿倍野区、東住吉区)	当区区役所及び矢田出張所にて保管しておりましたあべの市税事務所の自転車につきましては、現状使用実態が希少であることから、今後当区の業務で活用することとして、移管いたしました。 (平成22年9月27日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

報告監22の第11号

監査の対象：平成21年度出資団体監査 大阪市商業振興企画株式会社

所管局：経済局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 固定資産の管理について注意を要するもの 本法人は、「償却資産台帳」により減価償却が必要な固定資産の管理をしているが、当該台帳について、取得価額と買入契約金額とが異なるもの又は照合できないもの、複数の固定資産（備品等）を一括して記載しているため個別の資産の状況が把握できないもの、記載の漏れているもの及び別途作成している「備品カード」の記載と異なるものが見受けられたので注意されたい。 また、本法人の経理規程では、固定資産台帳には正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含める旨を定めているが、現存する簿外資産を記載する台帳を備えていなかったもので注意されたい。	簿外資産台帳については、新たに作成したとの報告を受けております。 (平成22年9月17日措置済)	一部措置済 (22.10.8)

(監査・人事制度事務総括局 監査部 一般会計監査担当)

公 告

大阪市公告第 1 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年 1 月 7 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当

〒545－8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務担当

電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
工事廃材等（森之宮工場）	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
森之宮工場	城東区森之宮 1-6-11	平成23年 1 月 27 日（木） 午前11時～正午

4 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成22・23年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成23年 1 月 26 日（水）午後 5 時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html）

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成23年1月28日（金） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

14 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局施設部森之宮工場 電話06-6967-3131

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務担当 電話06-6630-3126

（環境局総務部総務担当）

大阪市交通局公告第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年1月7日

大阪市交通局長 新 谷 和 英

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎12階

大阪市交通局総務部管財担当 電話 06-6585-6216

2 入札に付する事項

土地

番号	所在地	地目	地積(㎡)	予定価格(円)
①	旭区新森4丁目52番17 (新森4丁目2番街区)	宅地	2,006.38	443,500,000

3 入札参加資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

4 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

公示日から平成23年2月9日（水）までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記1において無償により交付する。
(ただし、本市の休日を除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成23年1月27日（木）から平成23年2月9日（水）までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。)

5 入札執行の日時等

(1) 日時 平成23年2月16日（水）午前11時

午前9時30分から午前10時30分までの間に受付を行う。

(2) 場所 大阪市交通局総務部調達担当入札室（大阪市交通局庁舎3階）

6 入札保証金

入札書に記入する価格の100分の10以上

※ 入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※ 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

7 入札の無効

大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号）第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

(交通局総務部総務担当)